

明治期筑豊における土着石炭鉱業家の発展過程：麻生忠隈炭坑の分析を中心として

今野，孝
九州大学石炭研究資料センター

<https://doi.org/10.15017/13693>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 11, pp.42-79, 1981-10-01. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

明治期筑豊における土着石炭鋳業家の発展過程

——麻生忠隈炭坑の分析を中心として——

今野 孝

目次

- 一、はじめに
 1. 本稿の課題
 2. 麻生家の炭鋳経営と忠隈炭坑
 3. 撰定坑区制と麻生家の石炭鋳業
- 二、麻生忠隈炭坑の成立と展開
 1. 鋳区の拡大と鋳業人の変遷
 2. 経営の変遷
 - (1) 初期の忠隈炭坑
 - (2) 明治十六年における村方定約
 - (3) 明治十八年における村方との定約とその後の麻生家の対応
 - (4) 芳野権四郎の忠隈炭坑経営と麻生太吉の参加引継ぎ
 - (5) 忠隈炭坑の会社企業形態への移行
 - (6) 忠隈炭坑の概況とその推移
- 三、嘉麻燭石社の成立とその背景
 - 四、むすびにかえて——麻生家の炭鋳売却と鋳業経営——

一、はじめに

1. 本稿の課題

わが国における石炭鋳業史の研究を概観するとき、九州の産炭地域でいえば、三池・高島等に比較すると、筑豊地域における石炭鋳業史研究は、はるかにたち遅れているといわなければならない。これはまた見方をかえるならば、中央財閥系諸炭鋳の研究の進展（これと必ずしも十分ではないが）に較べて、土着鋳業家の炭鋳に関する研究がたち遅れているというかたちで指摘することができる。

この要因は、ひとつには、これまでの石炭鋳業史研究が財閥史研究の一端としてなされることが多かったことをあげておかなければならないが、同時に資料的制約からくるやむをえざる面もあったことを否定しえない。たとえば『日本石炭産業分析』の中で、中央財閥系資本の資金的優位性とを対比する形で土着鋳業家をとらえた隅谷三喜男氏は、各鋳業家の考察をその伝記や、あるいは高野江基太郎の『筑豊炭礦誌』などの記述によらねばならなかった。そこでは各土着鋳業家を、その出自によって類型化する試みがなされながらも（実際には、後述の遠藤正男氏の三類型を踏襲し、坑夫から生えぬきの鋳業家、旧庄屋層を出自とするもの、商業資本から転化した鋳業家——に分類されたものではあるが、遠藤氏よりもさらに正確に行われている）、

それぞれの類型に属する鋳業家の特質等についての考察は必ずしも十分にはなしえなかったのである。

この点からいえば遠藤正男氏の場合には、その論文「筑豊石炭産業に於ける初期会社企業」(『九州経済史研究』所収)において、福岡県鞍手郡の古野家の史料を用いて、この古野家と入江家を中心として経営した京野炭坑をとりあげられ、この貴重な実証的研究には学ぶべきところが多い。ところが反面、今日の段階で、筑豊における石炭鋳業史をみる上で、重要なポイントとなる撰定坑区制の実施が見落されている。また本来的な土着鋳業家としては、古野家よりもむしろ入江家の方を重視すべき点が何ら考慮されていない。さらに会社企業形態をとった京野鋳盛社を「稍異色ある企業形態」であるとし、むしろ当時の背景の中で土着鋳業家として必然的な帰結であったというべきにもかかわらず、かかる視点がなかった。この点は本論の麻生家の例であきらかになるであろうが、以上のような諸点をふまえてさらに実証的に今後の研究を進める必要があると思われる。

ここ数年の土着鋳業家に関する研究をみると、宇田川勝氏が日産財閥の形成過程における貝島家と鮎川義介との関係をまとめられており(「貝島家の事業経営と鮎川義介の関係について——日産財閥の形成によせて——」『エネルギー史研究ノート』第七号)財閥史研究の側からの「土着鋳業家」へのアプローチとして興味あるものである。またここ数年東定宜昌氏の麻生家の資料による鮎田炭坑を中心とした棟領制、あるいは村補金等に関する一連の論文がある。また同じく麻生家を取りあげたものとして、西村卓氏の幕末から明治初年にかけての麻生家の大福帳ならびに焚石関係資料によって、幕末期における麻生家と焚石丁場との関係ならびにその背景である麻生家の豪農経営を分析した論文がある(修士論文「幕末・明治初年における麻生家豪農経営の分析」)⁽¹⁾。

このような形で「土着鋳業家」の研究が進んでいる中で、本論文は前二者と同じく分析の対象を筑豊飯塚の麻生家におき、麻生家の資料によって、殊に明治二十年代において、すなわち撰定坑区制の策定、石炭産業における産業革命の進展の中で、土着鋳業家としての麻生家がどのような対応をみせ、いかにして石炭鋳業家として発展せんとしていたかを考察しようとするものである。

本論文の主たる分析対象としたのは、明治二十七年住友に譲渡された麻生忠限炭坑である。あわせて、麻生家を中心になって設立した会社企業形態の炭鋳である嘉麻燭石社について若干の考察を加えることによって、当時の炭鋳経営者が「最も苦しんだ⁽²⁾」といわれる資金の調達と、炭鋳企業の基底となる鋳区の獲得を(さらには拡大、集積を)どのようにして進めたかをみるものである。換言すれば、撰定坑区制という政策的な鋳業規模拡大の流れ(それは鋳業家にとって自ら積極的な鋳業規模拡大の意志をもつか否かには無関係な)と、そこから資金量増大の要請に対して、土着鋳業家のひとつとしての麻生家がどのように対処していったか、という視点からの考察である。

(注) (1) なお最近になって、麻生家の鋳業経営とその資金調達について、麻生家を中心となって設立した嘉穂銀行との関係から論究した二つの論文が発表されている。

そのひとつは杉山和雄氏の「麻生家石炭事業の展開と金融(明治期)」(『成蹊大学経済学部論集』第一一巻、第一号所収)であり、もうひとつは中村浩理氏の「筑豊産炭地域における地方銀行に関する覚書——嘉穂銀行の企業家精神と営業内容の特色を中心にして——」(『九共経済論集』第六巻、第一号所収)である。

(2) 隅谷三喜男「日本石炭産業分析」、三三一頁。

2. 麻生家の炭鉱経営と忠隈炭坑

麻生家は幕末から石炭採掘に関係しており、麻生本家は焚石丁場への貸付（あるいは投資）をしていたようであり、また分家は実際に山元として丁場をひらいていた。

明治に入ってから麻生家は多くの炭坑に関係している。明治四年には目尾で、十年には有井の開ヶ谷、十二年には同じく泉ヶ谷、十三年には鯉田の浦田・有安の寺ヶ坂、十四年には下笠松、泉鳥羽、さらに十五年には鯉田の大師でという具合に、居住地近隣の各所の石炭採掘にかかわっている。これらはかならずしも資料的にその経営実体をおさえることはできないが、この頃においてはいずれもタヌキ掘の域を出るものではなかったと思われる。しかもそのほとんどは何人かで共同して採掘経営を行っていたようである。

麻生家がこのような姑息掘から脱して近代的な機械導入による大炭鉱経営になるのは明治十七年に着手したといわれる鯉田炭坑の経営からであった。この後、忠隈炭坑、笠松炭坑、嘉麻堀石坑と次々に近代的な炭鉱を開いていくのであるが、今だにそれぞれの炭鉱の実体について、いかなるものであったのか確かな考察が進んでいない。これらひとつひとつの炭鉱について、その実体を麻生家に残る老大な資料によって握むことができれば、土着鉱業家としての麻生家の姿がはっきりになるものと考ええる。

忠隈での借区は明治八年に許可されて明治二十七年に住友に譲渡されるまで、比較的長期にわたって麻生家は関係している。時期的には明治初期から筑豊における炭鉱の機械導入の過程を見ることができるとはみるに適切な時期であると考えられる。

3. 撰定坑区制と麻生家の石炭鉱業

明治二十一年末からの筑豊における撰定坑区の策定は、筑豊石炭鉱業に大きな変化を及ぼした。一挙に十倍になった筑豊の鉱区面積は、同時に経営規模の拡大の要請となってあらわれた。このことは必然的に資金の増大を意味していた。これは中央大資本の筑豊への進出と、さらには実際の経営においても、筑豊の土着鉱業家に対して優位性を示す契機となっている。その意味ではたしかに「大鉱区の選定が中小鉱区の犠牲において」(2)「行なわれたには違いないが、この対抗は中央資本と地元資本の間だけでなく、地元鉱業者の間においてもみることができ。すなわち鉱業規模の拡大は、「弱小な炭坑資本の負担能力をこえる資金の調達を必要とするに至る」(2)「るが、本来の意味での「土着鉱業家」である農民層から、ある程度の蓄積をもった専門的な鉱業家へと石炭採掘が移っていくのである。これを契機として有力な土着鉱業家は鉱区を集積しうるようになった。麻生家もこの過程の中から、将来の地元大手と呼ばれる基礎を築いていった。麻生家は土着農民層との対抗の中から、結果的にこれを石炭採掘から排除してゆき、さらに会社企業形態をとることにより資金と鉱区の集積を円滑に行なうことができ、土着鉱業家として撰定坑区制に対応していくことができた。ただ本論においては撰定坑区制自体に対する考察を加えることはできなかった。

(注) (1)・(2) 隅谷、前掲書。

二、麻生忠隈炭坑の成立と展開

1. 鉱区の拡大と鉱業人の変遷

明治二十七年に麻生が住友へ譲渡するまでの鉱区（借区）と鉱業人（借区人）の変遷の概略を示せば図1-1のごとくである。ただし鉱業人（借区人）と実際の稼行者とは必ずしも同一ではない場合がある

ので留意しておかねばならない。
 麻生忠隈炭坑の鉱区五三万余坪⁽²⁾の発祥の地は、旧穂波郡忠隈村地内のいずれも千坪程度にすぎない小さな二借区であった。山王谷ならびに宮坂という、どちらも一小字の範囲にとどまったものであった。この二借区については「石炭借区開坑免許証券御渡分人別渡帳」⁽³⁾に記載されており、これによれば借区人は山王谷は麻生末吉、宮坂は浅田金太郎であった。

乙第百一十号

穂波郡忠隈村字山王谷

嘉麻郡立岩村

石炭場 千坪

農 麻生末吉

乙第百三十八号

穂波郡忠隈村字宮坂

同村

石炭場千四百三十五坪
 (後筆)

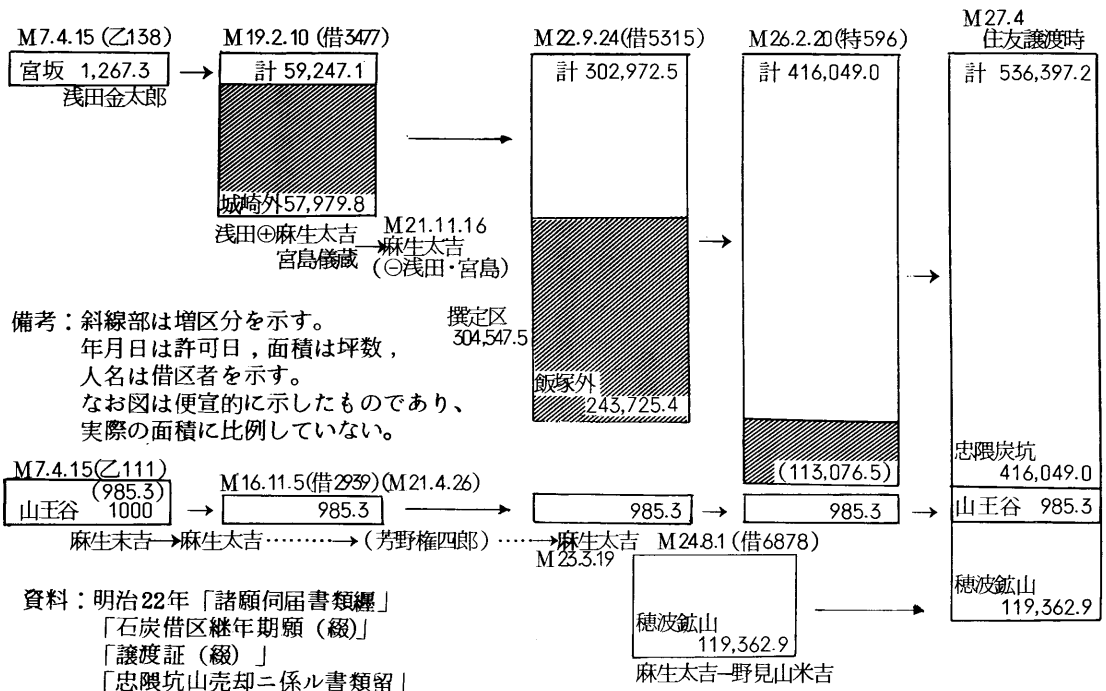
農 浅田金太郎

四月十五日

彼らは明治六年七月二十日、太政官布告二五九号で「鉱山其他諸坑業ノ規則」として頒布された日本坑法によって定められた「借区」を許可された当初の借区人であった。

麻生末吉は麻生太吉の弟であり、のちに太七を名乗り、麻生太吉の鉱業経営を後々まで補在した人物である。しかしこの年太七は十五才であり、名義だけのものと思われる。のち明治十六年十一月に麻生太吉名義に変更された。次の仮坑区券の写⁽⁴⁾によって知ることができる。

図II-1 忠隈炭坑の鉱区拡大



借第式千九百三拾九号

飯坑区券

福岡県

筑前国穂波郡忠隈村

字山王谷

石炭借区九百八拾五坪三合

但坑区税五百坪ニ付金五拾銭

前書之通明治七年四月十五日福岡県筑前国嘉麻郡立岩村平民麻生末吉へ致許可候借区開坑今般讓受之儀差許候追而実地点檢之上坪数税額共相定本証券ト引換可相渡尤此証券坑法ニ相記シタル借区ヲ不可得者ノ手に渡り候節ハ其日ヨリ可為廢物者也

明治十六年十一月五日

工部卿 佐々木高行 印

この飯坑区券に記載されている坪数は明治七年の飯坑区券の坪数より減少しているが、これは裏書に「明治二十年一月十九日坪数更正」とあるように後に更正された坪数である。明治式拾貳年「諸願伺届書類(5)」に次の資料がある。

借区更正願

福岡県筑前国嘉麻郡立岩村

平民 麻生太吉

福岡県穂波郡忠隈村
字山王谷

一 石炭借区九百八拾五坪三合

但民有地

明治七年四月十五日借第式千九百三十九号ヲ以テ千坪御許可ヲ受ケ營業罷在候然ルニ右出願之際ハ凡見取図ヲ以テ出願候処明治十六年

御達ニ相成タル測量図製ニ依リ実側仕候処別紙図面之通り坪数相減シ候間前記坪数ニ御更正被仰付度図面相添此段奉願候也

福岡県筑前国嘉麻郡立岩村

平民 麻生太吉 印

明治十九年十一月

福岡県知事安場保和殿

前書之通り相違無之ニ付奥印仕候也

右村戸長

米沢生三 印

前書出願之通御聞届相成度候也

明治十九年十二月廿四日

福岡県知事安場保和 印

農商務大臣伯爵山県有朋殿

契印 願ノ趣聞届ケ券面訂正裏書下渡ス

明治二十年一月十九日

農商務次官吉田清成 印

(石炭鉞借区願地実測図ニ葉省略)

飯坑区券面にも「追而実地点檢之上坪数税額共相定」めることになつてゐる旨記載されており、当初の坪数については「凡見取図」をもつて出願しており、正確な測量がなされていなかったことがわかる。

一方の宮坂の借区の借区人であつた浅田金太郎は、忠隈村の有力者の一人で、浅田家はこの金太郎の三代前に麻生家から嫁を迎え、麻生家とは姻戚関係にもあつた(6)。

前述のとおり、日本坑法に依拠した出願による二借区であつたが、日本坑法施行以前の段階である明治六年には、それぞれ山王谷では花村勇次郎、宮坂では山本文吉という二人が「山元」として採炭に従事

していた。明治七年戊の第七大区（旧穂波郡）の「癸酉一月八迄石炭売却分斤数賦金書上帳（7）」によれば次のごとく記されている。

福岡県管下第七大区九小区忠隈村

山王谷

一 石炭三拾六万七千斤

此賦金九円拾七錢五厘

（廿三万五千斤）
三万五千斤

南相田

（以下省略）

花村勇次郎

福岡県管下第七大区九小区忠隈村

宮坂

一 石炭五拾万式千斤

此賦金拾式円五拾五錢

山本文吉

（以下省略）

資料にはそれぞれ明治七年一月から八月までの各月の石炭売却斤数とその賦課金の金額が記載されている。これから売却斤数を示せば表Ⅱ-1のとおりである。ただし売却した数量であつて採掘高でないために、必ずしもその生産規模をあらわす指標とはなり

表Ⅱ-2 明治6年1～8月 穂波郡各坑売却石炭斤数

村名	坑(字)名	山元	売却石炭斤数
南尾	伊勢谷	山口角平	1,070,000
元吉	石堀センジ桜廻り	吉村静太	500,000
馬敷	古野	永芳作七	100,000
内住	松木ノ元	畠中新次郎	400,000
相田	彦兵衛谷	福間伊惣	205,900
〃	サコノ谷	麻生末吉	187,800
〃	比ヶ浦	林田直七	372,000
〃	赤松谷	肘井利市	392,300
〃	天竺谷	栗崎与三郎	100,000
〃	寺浦	篠崎貞蔵	2,202,050
平恒	乙ヶ谷	畠間小四郎	406,600
豆田		(山元名ヲチ)	40,000
目尾	山ノ谷	福間和右衛門	46,000
〃	赤地坂	山本正義	36,000
忠隈	山王谷	花村勇次郎	367,000
〃	宮坂	山本文吉	502,000
幸袋	杉谷	伊藤半七	60,200
〃	〃	篠崎貞蔵	159,000
庄司	辰巳ヶ浦	浦上湊	836,150
川津	杉谷	浅野久次	235,800
片島	宮ノ首	林田伝右衛門	60,000
横田	長浦	〃	120,000
〃	堤下	花村勇次郎	820,000
伊岐須	池ノ谷	山本文吉	742,300
潤野	野入谷	熊谷又助	1,180,130
〃	真	伊藤伴七	26,500
〃	〃	福間和右衛門	1,024,590
〃	明見	福間伊惣	578,550

表Ⅱ-1 山王谷・宮坂の石炭売却斤数(M7)

月	山王谷(花村勇次郎)	宮坂(山本文吉)
1	55,000斤	53,600斤
2	32,000	50,000
3	97,000	60,000
4	—	140,000
5	70,000	25,000
6	40,000	40,000
7	73,000	42,000
8	—	91,000
計	367,000	502,000

得ないが、一応その生産規模に対応したものと考えられる。あわせて同資料により第七大区（穂波郡）内の各炭坑の数量を表Ⅱ-2に、また第八大区（嘉穂郡）について明治七年戊八月「癸酉一月八迄石炭売却分斤数区別月割書上合冊（8）」によつて表Ⅱ-3に掲出した。

これらの資料からみるかぎりでは、忠隈村の両坑は

表Ⅱ-3 明治6年1~8月
嘉麻郡各坑売却石炭斤数

村名	坑(字)名	山元	石炭売却斤数
勢田	小富士	高瀬 小三郎	22,900
〃	矢峯	沢原 静右衛門	1,308,040
〃	五畝谷権現堂	許斐 平三郎	648,850
〃	明神五畝谷	許斐 六平	1,286,460
〃	奥谷	田中 作右衛門	1,112,120
鯨田	茶屋ヶ谷	谷松 次郎	2,299,180
〃	堀ノ口	福間 芳太郎	1,188,550
〃	泉谷	花村 忠平	1,139,480
〃	〃	花村 嘉平	183,850
〃	中谷	熊井 弥一郎	1,086,510
〃	笠松	花村 徳七	69,400
立岩	大ヘラ	花村 勇次郎	1,497,400
〃	大谷	鬼丸 清四郎	32,200
〃	笠松谷	花村 良吉	521,400
〃	大谷	麻生 太次郎	602,840
有井	向鳥羽	福田 保七	207,080
〃	泉ヶ谷	花村 徳兵衛	707,710
〃	笠松	花村 忠平	445,200
〃	浦田	浜 鉄磨	162,700
有安	山の神	福田 保七	745,950
下三緒	岡ノ浦	鬼丸 清四郎	77,750
〃	権現谷	井手 重太郎	479,020
上五緒	水打谷	〃	519,700
〃	城ヶ尾	白神 弥三郎	43,500
鴨生	貴舟浦	〃	321,900
綱分	飛川	山本文吉	30,300
佐与	観音谷	福田 保七	483,840
口春	山伏ヶ谷	原 弥助	75,700
漆生	中屋	梅野 文右衛門	54,500
山野	白門	井手 重太郎	111,600
下山田	巡ノ浦	佐野 新助	215,980
〃	中山奥	岡本 清五郎	298,980
〃	中山前	松岡 十五	5,000
〃	巡之浦	松本 勝三郎	35,000
才田	吉堤	大山 兵四郎	10,000
西郷	西ノ郷	今福 二一	26,180

当時でもそれほど大規模なものではなかった。ただ表Ⅱ-3・4からもわかるように、山本文吉と花村勇次郎は忠隈のみならず他の村でも採掘しており、かなり専門的な性格をもつものではなかったかと推察される。同時に山本文吉の綱分村飛川、花村勇次郎の立岩村大ヘラの両地は、麻生家の後の石炭採掘地であるばかりでなく、両者の名が麻生家の大福帳に登場することからみても、麻生家との関係は浅くない。たとえば明治四年の大福帳には下三緒石山の項に山本文吉の名が麻生太郎、麻生太吉と並んででている⁽⁹⁾。このことは山本文吉と麻生家の資金的なつながりを示すものでもある⁽¹⁰⁾。

山本文吉は明治七年以降も日本坑法による借区人として従前からひきつづき伊岐須村池ノ谷を借区している。綱分村飛川については前掲の「石炭借区……渡帳」によって確認することはできなかったが⁽¹¹⁾、明治十六年の『鉱山借区一覧表』にも記載されており、借区を出願

しなかったものとみられる。花村勇次郎は日本坑法のもとでの借区人にはなっていない。

日本坑法による当初の借区人には、従来の山元が施行の際の経過措置によって再出願する例が多くみられたが、忠隈村内の二借区はそれまでの鉱業人と異なる借区人となった。今その間の事情をあきらかにすることはできないが、新旧の鉱業者が麻生家と何らかの関係をもつ者であったことは前述のとおりである。

ところで忠隈村内には、明治八年十月二十五日に宇浦谷ならびに段々にそれぞれ五〇〇坪と四八〇坪の借区が宮島次三郎と山本卯三郎に許可されている。前者は明治十六年二月十五日に、後者は十一年八月十九日に廃業している⁽¹²⁾。これらの地域は後の忠隈炭坑の増区によってその鉱区内に吸収された。

さて山王谷の鉱区は前述のごとく明治十六年十一月に麻生太吉の名

儀に書換えられ、二十年一月に坪数更正がなされただけで、住友にひきつがれるまで形式的には異動がなかった。しかし名儀は書換えられなかったが、明治二十一年四月から二十三年三月までの間、芳野権四郎の手に渡っている(13)。

一方宮坂を出発点とした鉾区は明治十八年十一月に増坪ならびに加名願を出し、一挙に五万七千余坪に拡大するとともに借区人に麻生太吉と忠隈村の宮島儀藏とが加わった。

勸第八百六十一号 十二ノ六 十二ノ五

石炭鉾借区増坪願^并ニ加名願(14)

筑前国穂波郡忠隈村

平民 浅田金太郎

外式人

石炭鉾区増坪願

福岡県筑前国穂波郡忠隈村

平民 浅田金太郎

全県全国全郡全村

平民 宮島 儀藏

全県全国嘉麻郡立岩村

平民 麻生 太吉

福岡県筑前国穂波郡忠隈村字城崎字宮坂字石仏字桐ノ木谷字庭草字堂坂字浦田

(貼紙) ⑤五万七千八百拾二坪壹合ノ誤

一 石炭借区増坪五万七千九百七拾九坪八合

内

(省略)

(貼紙) ⑥千四百三十五坪ノ誤

一 石炭借区千貳百六拾七坪三合

右ハ明治七年四月浅田金太郎工御許可地

惣計五万九千貳百四拾七坪

壹合

内 五万九千貳百四拾七坪壹合 民地

石炭鉾

右ノ場所ニ於テ石炭鉾^(千四百三十五坪)千貳百六拾七坪三合明治七年四月浅田金太郎御許可ヲ受ケ開業罷在候処尚接続ノ地ニ於テ含有ノ見込ニ付今般麻生太吉宮島^(儀藏)ヲ加名シ盛大ニ開業仕度ニ付村方及示談候処聊指支無之候間更ニ増坪御許可相成様仕度凶面相添此段奉願候也

願人 浅田金太郎 ⑥

願人 宮島 儀藏 ⑥

願人 麻生 太吉 ⑥

前書出願ノ場所取調候処同村同字中稼人有之モ聊異状無之候ニ付御聞届被下度候也

右村戸長

三宅 孫作 ⑥

明治十八年十一月

福岡県令岸良俊介殿

前書出願之通御聞届相成度候也

福岡県令岸良俊介 ⑥

明治十八年十二月四日

工部郷伯爵佐々木高行殿

契印 願之趣聞届証券書換裏書下渡候事

明治十九年二月十日

農商務大臣子爵 谷 干城 ⑥

この増坪の許可により、わずか一小字の一部分にすぎなかった千坪

あまりの借区が、一挙に七字にわたり六万坪に近い坪数にまでその規模を拡大することになった。この増坪は麻生太吉と、忠隈村の有力者の宮島儀蔵を共同借区人として「盛大ニ開業」することを前提になされたものとみられる。この願は翌十九年二月十日に許可された。この時の増区によって含まれた地域をこの願書によって示せば次のとおりになる。しかし、この時の増坪は量的には数十倍という飛躍的な拡大とみることができ、拡大された鉱区は依然として忠隈村一村内にとどまっているのであり、当時の鉱区拡大に対する土着鉱業家の限界を示している。いずれにせよ忠隈炭坑の場合、村界を越えての本格的な拡大は、撰定坑区の指定をまたねばならなかった。

字名	坪数	備考
城崎	坪合 18,968.8	民地
宮坂	9,809.1	〃
石仏	7,161.7	〃
桐ノ木谷	5,831.3	〃
庭草	5,612.1	〃
堂坂	4,927.7	〃
浦田	5,501.4	〃
小計	57,812.1	
宮坂	1,435.0	M7.4 許可借区 浅田金太郎所有
合計	59,247.1	民地

この表からわかるように当初の浅田金太郎の宮坂の借区はこの字の一部にすぎぬ極小借区地であったのであり、本格的な近代的採炭をなすべくもなかった。この時の増坪・借区拡大によって、はじめて本格的な採炭に着手しうる借区規模となり、忠隈における麻生家の炭鉱経営の基盤がつけられたといえることができる。

この借区が後に五十余万坪に拡大されていく母体となったものであるが、この時の増区は前述のごとく従来忠隈村民が借区していたものに、麻生太吉が忠隈村民の宮島儀蔵と共に借区人として参加して、忠隈村内の増区がはかられたものであった。この経緯については確かな資料がなく判然としないが、麻生家がこのような方法で忠隈村内の借区の獲得・拡大をはたしていることは注目できる。

忠隈村の村民としては、麻生家が村内に借区し石炭採掘を行なうことに対して、当初は必ずしも好意的ではなかった。たとえば山王谷で最初に開坑する際、村方から麻生家に対して、坑口を忠隈側ではなく飯塚側に向けて開口するよう求めたといわれている⁽¹⁵⁾。また忠隈村では村民自ら採掘することを計画して、山王谷の借区を麻生家から買収し村内残らず借区出願しようとした。このような経過を⁽¹⁶⁾たどる中から、このような形態をとったと考えられる。

この時の麻生家が忠隈村での石炭採掘に積極的に参画しようとしたのかどうかは判然としない。しかしながら忠隈村としては一方で村民による石炭採掘と規模の拡大を志向しながらも、村内の借区を独占するまでに拡大することは、すでに村民による兼業的採掘のよくするところではなかったと思われる。その結果は、必然的に資金的、技術的な蓄積をもつ者の力を借りることとなり、専門的な石炭採掘への移行は地元村民を大規模化していく石炭鉱業から最終的には排出するにまで至る。このような資金的・技術的な蓄積をもつた者として麻生家を位置づけておくことができよう。そしてここに、土着石炭鉱業家としての麻生が借区を獲得していくひとつの過程をみるることができる⁽¹⁷⁾。

すなわちこの過程の進展のなかで、麻生家は地元村民の借区人名を除名して、借区を麻生太吉の単独借区となすに至る。これは忠隈における炭鉱経営を会社形態にするためのものであり、その背景に撰定坑区の策定があることは後述するところである。この除名は明治二

十一年十月に出願し、同十一月十六日に許可された。

石炭鋳借区除名額 (18)

筑前国穂波郡忠隈村字城崎字宮坂字石仏字桐ノ木谷字庭草字堂坂字浦田

一 石炭借区 五万九千式百四拾七坪壹合

右石炭借区麻生太吉、宮島儀藏、浅田金太郎三名ニテ御許可ヲ受ケ坑業罷在候処、都合有之今般浅田金太郎、宮島儀藏ヲ除名シ麻生太吉一名ニテ坑業仕度ニ付浅田金太郎、宮島儀藏除名御許可被為下度借区券状相添此段奉願候也

筑前国嘉麻郡立岩村

麻生 太吉 ㊦

全国穂波郡忠隈村

宮島 儀藏 ㊦

全国 全部 全村

浅田金太郎 ㊦

明治二十一年十月廿三日

前書之通相違無之ニ付奥印仕候也

穂波郡忠隈村戸長

角 不為生 ㊦

明治二十一年十月廿三日

前書出願之通御聞届相成度候也

明治二十一年十月廿七日

福岡県知事 安場保和 ㊦

農商務大臣伯爵 井上馨殿

願ノ趣聞届ケ券面訂正裏書下渡ス

明治二十一年十一月十六日

農商務大臣伯爵 井上馨 印

この時をもつて忠隈村民は自村内に借区を所有しないことになった。さらに麻生太吉はこの借区が撰定坑区に包含されたところから借区増坪願をもつて出願し明治二十二年九月二十四日許可され三〇万余坪の大鋳区に拡大した。

石炭借区増坪願 (19)

筑前国嘉麻郡笠松村大字立岩

願人 麻生 太吉

筑前国穂波郡穂波村 飯塚町 字宮坂外四十一字

一 石炭借区 三拾万四千五百四拾七坪五合

撰定坑区

内 訳

五万九千式百四拾七坪壹合 借第三千四百七十七号旧借区千五百七十五坪 借第二千九百三十九号他借区間隔地共

(貼紙下「右ハ他人へ譲渡出願中ニ付他借区トスル分」)
右他借区ノ理由ハ別紙上申候

式拾四万三千七百廿五坪四合 増坪出願

一、三拾万二千九百七十二坪五合

旧借区并ニ出願増坪総高

右場所ニ於テ是迄五万九千式百四拾七坪壹合御許可ヲ得テ坑業罷在候処尚接続ノ地ニ於テ含有ノ見込有之今般坑区御撰定相成候ニ付村方及示談候処聊差支無之候間増坪御許可相成候様仕度函相添此段奉願候也

願人

明治廿式年七月

麻生 太吉 ㊦

前書出願ノ場所取調候処全村全字ニ於テ稼人無之ニ付御聞届相成度候也

穂波郡穂波村

村長 合屋 利吉 印

全郡飯塚町

町長 角 不為生 印

明治二十二年七月

福岡県知事 安場保和殿

麻生太吉の忠限を中心とした一帯における借区はこの撰定坑区の許可により三〇万坪をこえるものとなり、同時にこれまで旧忠限村域内にとどまっていた借区は、大字南尾（旧南尾村、字浦田ほか四字）、大字堀池（旧堀池村、字草場ほか一字）、大字菰田（旧菰田村、字熊添ほか四字）、および大字忠限の宮坂ほか九字を含めた地域に拡大したのである(21)。

農商務省指令第ニ二六四号

麻生 太吉

契印 福岡県筑前国穂波郡穂波村字宮坂外四十一字撰定坑区増借区願

ノ趣聞届ケ証券書換裏書下渡ス

明治廿二年九月廿四日

農商務大臣伯爵 井上 馨 印

指定された撰定坑区坪数は三〇万四五四七坪五合であったが麻生太吉の出願許可坪数は三〇万二九七二坪五坪であり一五七五坪少ない。これは前述のごとく、山王谷の借区を芳野権四郎に譲渡していたため、その間隔地とあわせて出願地から除いたものであった。この事情は次

の上伸書によつて知ることができる。

上 伸 (21)

穂波郡穂波村大字忠限外二字飯塚町大字菰田村ニ係ル坑区三拾万四千五百四拾七坪五合別紙出願仕候然ルニ該撰定坑区内ニ借第貳千九百三拾九号ヲ以テ九百八拾五坪三合御許可ノ分ハ福岡県夜須郡安川村大字限江芳野権四郎へ譲渡定約仕讓渡願書モ本人ニ相渡居候場所ニ御座候条該坑区ヲ存在仕置度ニ付今般出願ニハ他借区ト致候儀ニ御座候此段上伸仕候也

願人 麻生 太吉 印

麻生太七代印

明治廿二年八月

福岡県知事 安場保和殿

山王谷の借区については、ふたたび芳野権四郎から明治二十三年三月十九日に買戻しており、麻生太吉はこれを「便利の為」に先の撰定坑区と合併する予定であったが(22)、実際には住友に譲渡する時まで形式的にはそれぞれ独立した借区であった。

なお撰定坑区許可の前に、忠限坑区の発祥の地である山王谷、宮坂の明治七年四月許可分については、日本坑法第十一条の規定である十五年間の年限がせまってきたため、明治二十一年十二月に両借区とも石炭借区継年期願を出願し許可されている。宮坂の分を示せば次の如くである。

石炭借区継年期願 (22)

筑前国穂波郡忠限村字城崎外六ヶ所

一、石炭借区五万九千式百四拾七坪壹合

右借区明治七年四月十五日御許可ノ借区千式百六拾七坪三合元借区主浅田金太郎ヨリ譲受ケ該借区ニテハ狭^(狭)狹ナルヲ以テ明治十九年二月十日増坑区五万七千九百七拾九坪八合ノ御許可ヲ得該増坑区ニ含有ノ石炭ヲ掘出シ永遠盛大ニ坑業仕候目的ヲ以テ既ニ蒸汽機械等ヲ据付坑業罷在候処右明治七年四月十五日御許可ノ借区千式百六拾七坪三合ハ来ル明治式拾貳年四月十四日ヲ以坑業満期ト相成候抑此坑区ハ上述ノ通り増坑区ハ明治十九年中ノ御許可ニテ該坑区ニ含有之石炭掘出シ得ルノ計画整頓致タルニ元借区満期ノ為メ返上仕候テハ多額ノ資本ヲ投シ不容易難渋仕候条実地御検査ノ上特別ノ御詮議ヲ以継年期御許可可被仰付度此段奉願候也

筑前国嘉麻郡立岩村

明治十一年十二月廿日

麻生 太吉 印

福岡県知事 安場保和殿

前書之通相異無之者実印仕候也

穂波郡忠隈村

戸長 角 不為生 印

前書出願之通御聞届相成度候也

明治廿二年二月廿七日

福岡県知事 安場 保和 印

農商務大臣伯爵 井上馨殿

契印 願ノ趣聞届ケ証券裏書下渡ス

明治廿三年五月廿三日

農商務大臣伯爵 井上 馨 印

なお山王谷の借区継年期願の理由は、「該借区ハ全村宇城崎外六ヶ所借区五万九千式百四拾七坪壹合ト同脈ノ石炭含有シ該五万九千式百

四拾七坪壹合ノ坑区ニ接続致居候場所ニ付該借区ノ坑業計画ヲ以テ容易ト坑業相成候」というものであつた。明治十五年八月九日の太政官布告三十八号によつて、石炭坑の借区は一万坪以上でなければ許可されなくなつたのであるが、この山王谷の場合、上記のような理由で許可されたのである。宮坂の借区については、明治十九年に増区され、五万坪を越える借区の一部となつており、問題はなかつたと思われる。撰定坑区の許可によつて三〇万坪をこえる坑区規模となつた忠隈坑区であつたが、明治二十四年には飯塚町大字飯塚、大字菰田地域に増区すべく出願し、明治二十六年二月二十日に許可され、一一万三千余坪を増坪し合計四一萬六〇四九坪となつた⁽²⁴⁾。これが包含する地域は次のとおりであつた。

福岡県筑前国穂波郡穂波村

大字忠隈(字宮坂外八字)

大字南尾(字伊勢ヶ谷外五字)

大字堀池(字内豊外一字)

全郡飯塚町

大字菰田(字小堤外二五字)

大字飯塚(字六町筋外六字)

旧一町四村五八字の地域に拡大し、これに山王谷の坑区を加えたものが忠隈炭坑の稼行鉦区であつた。

なお麻生太吉はこれに先だち、明治二十三年八月に穂波村大字南尾の六字にかかる南忠礦山の借区を出願したが却下された。この地域は撰定坑区の南側に接続する場所であつたと思われる。

また撰定坑区の西側接続地は穂波鉦山の名称で、明治廿四年八月一日に一一万九三六二坪九合の許可を得た。これは当初は野見山米吉名儀で出願許可されており、後麻生太吉が加名して両者の供同借区となつてゐる。この穂波鉦山の坑区に含まれた地域は次のとおりであつた⁽²⁵⁾。

福岡県筑前国穂波郡穂波村

大字忠隈（字桐ノ木谷外七字の一部、八反田外四字）
大字畑池（字口ヶ坪外七字の一部、伊ノ坪外三字）

この穂波鉦山については忠隈炭坑と合併することなく、住友へ売却するまで独立の坑区であったが、採掘にはいたらなかったと思われる。

最終的な麻生忠隈炭坑の鉦区は、第五九六号の忠隈炭坑四一万六〇〇四九坪と、借第二九三九号の山王谷九八五坪三合をあわせた四一七〇三四坪三合であり、これに借第六七八八号の穂波鉦山一一万九三六二坪九合をあわせた、五三万六三九七坪二合が住友へ譲渡された鉦区であった。

明治七年四月の千坪に満たぬ借区から十九年足らずの間に五百倍以上の増区を達成したのであり、鉦区規模の面からみた鉦区経営の拡大はめざましいものがあった。

同時にこの忠隈炭坑の鉦区拡大の過程は、麻生家という資金的にも、また技術的にも、ある程度の蓄積をもった土着鉦業家が、地元の本来的な土着の農民層を中心とした兼業的な小鉦業者を排除してゆく過程であり、さらには土着鉦業家としての麻生家が、集積した鉦区を売却することによって、中央財閥である住友に代位されるその前段をなす過程でもあった。

(注) (1) 日本坑法（明治六年施行）では「借区」ならびに「借区人」と表記されており、鉦業条例（明治二十五年施行）では「鉦区」および「鉦業人」となった。厳密にはそれぞれに対応する時期においては、これに従って表記すべきであろうが、本稿では必ずしもこれに従い区別して表記していない。

(2) 明治二十七年、住友へ売却した時点の坪数。なお穂波鉦山一一万九千余坪を含む。

(3) 麻生家文書、庄屋B17。なお詳細は拙稿「麻生家文書資料紹介（その二）」——石炭借区開坑免許券証御渡分人別渡帳——」

（『エネルギー史研究ノート』第六号所収）を参照されたい。

(4) 「第式阡陌陸拾肆号 石炭坑区及地所建物並ニ附属諸器械物品完渡約定証書謄本」（「忠隈坑山売却ニ係ル書類留」麻生家文書、忠隈D12）の記述による。

(5) 麻生家文書、忠隈D16。

(6) 福岡県嘉穂郡穂波町忠隈本区、浅田新一郎氏からの聴き取りによる。それによれば、麻生家から嫁を迎えたのは与右衛門であり浅田家は忠隈村の庄屋を勤めた家であったという。なお同氏によれば忠隈字山王谷は、現在の忠隈カントリークラブのゴルフコース内、筑豊線に近い忠隈二区公民館の裏あたりではなかったかと思われる。

また字宮坂は住友忠隈炭鉱事務所の所在地でもあった。

(7) 麻生家文書、庄屋B129。

(8) 麻生家文書、庄屋B137。

(9) この点に関しては、西村卓「幕末・明治初年における麻生家豪農経営の分析」（修士論文）参照。

(10) この点について、秀村選三「麻生家の古文書」（『麻生百年史』所収）には、

大福万覚帳には毎月正月十五日吉例として運勢を占っているようであるが、その項目は：（略）：四郎石山、文吉石山、良吉石山：（略）：等に分れており、当時の麻生家の経営が農業は勿論のこと、商売、植実買入等をもなし、各地に石山を開かせていたこと、（おそらく焚石採掘への投資）を推察せしめるのである。

と述べられている。表112ならびに表113から「文吉」は山本文吉、「良吉」は花村良吉であったとも考えられる。「四郎石山」については未詳であるが、あるいは鬼丸清四郎の丁場をさしていたものではなからうか。

(11) この資料には綱分村ほか数村の分が記載されていない。

(12) 明治十六年十二月三十一日現在「鉦山借区一覧表」による。

また高野江基太郎『日本炭礦誌』（明治四十一年）によれば、忠隈村における石炭採掘について、口碑の伝えるところとして次のように記している。

上七ヘダ、下七ヘダ兩層は、今を距る百五十年前、村民の発見するところとなり、当時生石の儘にて、村民の燃料に供せられたるものなりしと云ふ、文政十年頃武八なるもの桐の木谷に於て五尺炭層の露頭を発見し、村民藤作と共同して採掘し、生石の儘、又は石殻となして販売せしことあり、後天保の末、飯塚の住民忽一なるもの之を採掘し、^(船)船に依りて^(船)船屋若松地方に販売すること三ヶ年許りにして凡そ五百万斤を採掘せり、時の人其業を称して船石山と呼ぶ、後文久三年の頃飯塚の人山本文右衛門亦之が採掘を業とすること二三ヶ年にして、凡そ千五百万斤を採掘したりと云ふ。

これによると忠隈村での石炭採掘は宝暦年間にかかのぼることができる。文久三年頃に採掘した山本文右衛門は後の山本文吉と同一人物か、あるいは親子であったとも考えられる。さらに維新後の状況については次の如く記されている。

日本坑法の実施に際し、村民等小字浦の谷、^(宮)山王谷に借区を得、長崎人中山吉谷郎、福岡県夜須郡の人^(方)吉野権四郎等、之が受負掘を開始したりしも、後麻生太吉氏専ら其鉱業を経営し……
(略)……

とある。中山吉太郎については未詳であるが夜須郡の人吉野権四郎は芳野権四郎であり、詳細は後述する。

- (13) 詳細は後述（本章の2）。
- (14) 明治貳拾貳年「諸願伺届書類」(麻生家文書、忠隈D-16)。
- (15) 前出、浅田新一郎氏談。
- (16) 詳細は本章の2。
- (17) 麻生家と忠隈地域との関係は、前述の姻戚関係のほか、麻生太吉が明治十七年七月から十月までの間、徳波郡飯塚村、徳前村、菟田村、南尾村、堀池村、忠隈村の戸長の任にあったこと(明治十一年

寅二月改『肝要書類』麻生家文書、肝要1-1、綴込の履歴書による)も付記しておく。

(18) (仮題)『借区出願書類』麻生家文書、忠隈D-16、綴込。

(19) 同右。

(20) 同右資料綴込の各区の「承諾書」による。

(21) 前出資料、忠隈D-16、綴込。

(22) 同右、明治二十三年八月「石炭借区合併増坪願」による。

(23) 前出資料、忠隈D-16、綴込。なお山王谷の「石炭借区継年期願」は前出忠隈D-16に綴込まれている(ただし控とみられる)。なお山王谷の継年期許可は明治二十二年五月二十八日であった。

(24) この時の増坪願の書類はみあたらない。住友譲渡時の鉱業特許証(写)は明治廿六年二月廿日付となっていることからこの時に許可されたとみられる。あわせて明治二十四年四月一日付の飯塚町大字飯塚ならびに大字菟田の地元承諾書が残っており、出願は二十四年中であると思われる。それぞれの資料は、『忠隈坑山売却三係ル書類留』麻生家文書、忠隈D-12、ならびに前掲忠隈D-16に綴込まれている。なおこの時の増坪地には山王谷の借区との間にある間隔地も含まれていたと思われる。

(25) 前出資料、忠隈D-12の記述による。

2. 経営の変遷

(1) 初期の忠隈炭坑

明治十年代前半までの忠隈における石炭採掘の状況については判然としない。明治七年に許可された山王谷および宮坂の両借区は、その鉱区坪数からみても埋掘りの域をでるものではなかったと思われる。山王谷の分については、明治十四年十二月に書かれた大塊石炭の採掘に関する積書がある。麻生が川辺という者に出資をうながしたものとみられるが詳細は不明である。これによれば、少なくともこの当時

はこの見積りに書かれているような形態での採掘は行なわれていなかったとみることができであろう。

記(1)

筑前国徳波郡忠隈村
字山王谷

筑前国嘉麻郡立岩村

一、石炭礦借区千坪

礦主 麻生 末吉

此石炭ハ五尺ト云フ石炭ニシテ現石丈ケ五尺上等石炭也

此外坑業着手ニ至レハ式百坪位ハ願増之見込

一、石炭礦売払代価及諸費金見込左之通

石炭大塊壹万斤

此代価凡見込式拾七円

右ハ方今若松港ニ於テ売払ノ見込

内訳

金貳円七十銭

右ハ建口(黒抹)十丈

横口十二丈及器機仕居迄諸費ノ見込

併ニ坑内ノ修繕費見込

金四円

右ハ掘出賃見込

〃八拾銭

右ハ地床料及村益備金見込

〃壹円五銭

右ハ坑口ヨリ川端迄諸世話役給料見込

小以金拾貳円七

〃三円五十銭

右ハ坑口ヨリ川端川舟積入迄諸費并ニ賃金并ニ鉄道費見込

〃七拾銭

小以金拾貳円七十五銭

此分資本金ト可相成分

〃貳円五十五銭

右ハ坑口受取高ヨリ売払迄凡ニ割欠失見込

〃六円五十銭

右ハ川舟運賃川端々若松迄運送費見込

〃金二十一円三十銭

残テ金五円二十銭 益金

此益金ノ分ニ資本金貳万円利子ヲ引去候事

一、石炭大塊三千万斤

右ハ壹ケ年初年一ケ年掘出見込追年ニ相成候ハ、一ケ年ニ付五千万斤々六七千万斤位ハ掘出ス見込也

此資本金三万八千二百五十円

此分前ニ記載ニシタル壹万斤之諸費ニシテ資本金也

現金金

此処ニ資本金貳万円

右御操出被下候ハ、余ハ繰返シニテ相済候運賃見込

右石炭大塊凡見込ニ御座候也

麻生 賀郎
太吉

十四年十二月廿二日

川辺様

一年間に約三千万斤を採掘販売する予定で見積られた数字であるが、機械設備の内容なども不明で、どの程度の鉱業経営内容であるのかはあきらかではないが、資本金の三万八千余円はやや過大ではないかと思われる。なおこの資料から作成した各費目の構成比を、表Ⅱ-4に

表Ⅱ-4 石炭大塊1万斤採掘見積

円	銭		%	%	%
2.70		坑口開さく、機械据付、仕操	21.2	12.4	10.0
4.00		掘賃	31.4	18.3	14.8
	80	地床費、村備金	6.3	3.7	3.0
1.05		山、川勘場給料	8.2	4.8	3.9
3.50		岡出賃	27.5	16.1	13.0
	70	水揚器械代	5.5	3.2	2.6
12.75		小計	100.0	(58.5)	(47.2)
2.55		欠失		11.7	8.3
6.50		川運賃		29.8	24.1
21.80		合計		100.0	(80.7)
27.00		若松売価			100.0
5.20		益金	(40.8)	(23.9)	

掲出した。山王谷の借区について明治十六年の工部省鉱山課の『鉱山借区一覧表』には、産鉱高三二〇〇〇、〇(斤)とあり、実際にはこの見積りにあるような形態での採掘は行なわれなかつたと思われる。なお同資料では浅田金太郎の宮坂における借区については産鉱高の記載がなく、採掘していなかつたとも思われる。いずれにせよ千坪程度の借区では、それほどの採掘量を期待しても限界があると思われる。また「坑業着手ニ至レバ二百坪位ハ願増の見込」という程度であれば、当時の麻生家の鉱業経営に対する感覚は、鉱区規模でみるかぎり、旧来の狸掘的なものからぬけだしてはいないといえる。麻生家にとって本格的な

近代炭鉱となった鯉田坑の着手はこれより三年後の明治十七年からであり、この二、三年にその経営規模は大きく拡大する方向に進んだといえる。

明治十五年には、麻生徳兵衛(麻生太吉の叔父)の山王谷荒塊炭の買取の定約証がある。宛名は忠隈村村民である。これによれば村民から麻生家が山王谷の石炭を買取るということになる。山王谷の採掘を麻生家ではなく村民が行ない、それを麻生家が買受けて若松での売却を行うと考えることが出来る。これを裏付ける資料はないがこの定約証は次のとおりであった。

定約証(2)

一 忠隈村字山王谷荒塊石炭ボタ粉ナシ正斤受取飯塚宮ノ前并ニ水守宮社内ニテ壹万斤ニ付代価九円ニ相定メ買取候処相違無御座候事

但シ粉ボタ有之候分ハ取除ケ粉石炭壹万斤ニツキ四円五拾銭相渡可申候尤粉石炭十分有之候時ハ無代価之事

一 右買取石炭代金即日相渡候事

但シ間通帳ヲモツテ日々計算之上相渡候事

一 天気ノ都合ニ依テ岡出シ相成兼山所ニテ前貸候石炭代金之分ハ一ヶ月ニ付利子式歩相加ヘ岡出シ石炭代金ヨリ計算候事

但シ岡出シ石炭請取之上代金相調不申時ハ一ヶ月ニツキ利子式歩ヲ相加ヘ相渡可申候事

一 右買取石炭代金飯塚字宮ノ前ニテ壹万斤ニツキ九円買取無之候様石炭代価下落候時ハ買入定約直段九円之分ヲ双方協議之上代価相減シ又ハ御堀方御見合之事

但シ式拾円ヨリ高値ニ相成廿三元迄ハ三元之三歩ノ一ヲ定約直段ノ外ニ御渡可申式拾三元以上ニ相成候時ハ式拾三元以上

ノ高直ノ分十分ノ四ヲ相渡可申候事

一石炭若松港ニテ式拾円迄ハ右約定通り壹万斤ニツキ代金九円相

渡候事

但シ式拾円ヨリ高直ニ相成式拾三円迄ハ三円ノ三分ノ壹ヲ定

約直段ノ外ニ御渡可申式拾三円以上ニ相成候時ハ式拾三円以

上ノ高直ノ分十分ノ四ヲ相渡可申候事

一石炭買取高ハ一ヶ月ニツキ十三万斤ト相定メ候尤都合ニヨリ五

万斤ノ増減ハ且手タルヘキ事

右之通り約定相違無御座候為後年印紙貼用証人相立依テ一証如件

嘉麻郡立岩村

麻生 徳兵衛

同村 証人

明治十五年何月 日

穂波郡忠隈村

(棒書は原資料のまま)

宛名と証人の記載がなく控あるいは案文であったと思われるが、忠隈村民との間にこの定約が履行されていたとすると、以下のようなことが考えられる。まず麻生家は麻生末吉名儀の借区において、忠隈村民に石炭の採掘をさせ、その採出炭を麻生徳兵衛が買受けて売捌を

行なっていたということ。次にその買受価格が一定してはいたものの、若松炭価に依じて村民側への配慮がなされているということである。

以上のことからさらに推察すると、忠隈村民は自ら採掘することを望んでおり、麻生家の借区での採掘を行なう一方で、採出炭の売捌きを村民のみではなし得ず、麻生家の手を通して行なおうとしていたのではないだろうか⁽⁴⁾。したがってこの定約は、忠隈村民と麻生家の、換

言すれば在来の農業(農民)とそこに進出してくる鉱業(鉱業家)との対抗関係の中でのひとつの妥協として想定し得るものではないだろうか。村方としては村内の石炭採掘による鉱害の憂慮、ならびに自村内の石炭採掘により生ずる利得の分配あるいは独占をめざして、村民自らが採掘に従事せんとしたものとも考えられる。しかしながら村民側に村民以外の採掘を排除したいとする意向があつたとしても、資金、技術、あるいは流通といった側面から、必然的に麻生家のような、ある程度の蓄積をもつた鉱業者の進出をさけられなくなつていつたとみられる⁽⁵⁾。むしろこのような役割を果す者なくしては村方のみでの石炭採掘がなり立たなかつたと考えられる。忠隈の場合にはさらに進んで村内の石炭採掘から地元農民層が完全に排除されて、有力な土着鉱業家としての麻生家によつて代位され、さらには機械化、経営の拡大を伴つて鉱区の拡大・集積が推し進められていくのである。

村方と麻生家との対抗関係と、その過程の中での必然的帰結としての麻生家の忠隈炭坑への進出は、明治十六年以降の両者の関わりの中で一層明確にされていく。

(2) 明治十六年における村方との定約

明治十六年一月、麻生賀郎(麻生太吉の父)と前述の徳兵衛は忠隈村で「村内不残」借区出願するために村方に示談、承諾を得、次のような約定をかわした。⁽⁶⁾

印紙

約定証

一 穂波郡忠隈村字山王谷ヨリ南尾堺並ニ菰田堺堀池堺迄五尺石炭村内不残石炭御堀方ニ付借区願之儀及御示談候ニ付村中承諾致シ堀方委託候ニ付別紙承諾証相渡置候条然ル上ハ何時ニテモ借区出願之上御堀方可被成候為後年左之通約定候事

第壹条

右石炭器械ニテ堀方ニ相成候分ハ坑口壹万斤ニ付金拾壹錢宛村益御渡可被成候尤モ是迄之通御堀方之分ハ壹万斤ニ付金三拾錢宛御渡シ可被成候事

但右村益金ハ其年分毎年六月八月十二月三度ニ御渡可被成候事

第二条

一 右村益金前借トシテ借区出願之際金百三拾円無利息ニテ御渡相成候事最モ返却方ハ村益金デ立用スル事

第三条

一 坑口明方之地所ハ熟談之上相当之代価ヲモツテ御買取可被成候事

第四条

一 石置場其他新道等之分御堀方ニ付御入用之地所ハ何レ之処ニ相成候トモ地主ニヨイテ意存無之尤モ附口米是迄之分五步ヲ増シ譬ハ壹俵ナレバ壹俵五步ト相定メ山林ナレハ立木根切之分相当ノ代金御渡可被成候野山等ハ御渡ニ不及候事

第五条

一 石炭堀方中田畑舞ホギ清水出溜有之時ハ地主熟談之上相当之代金御渡可被成候事

第六条

一 五尺石炭之分モヤケ崎ニテ浜焚ニ不相成分ハ石からニ焼立候時ハ承諾ニ相成候事
右之通約定致候処相違無之候後年ノタメ印紙貼用因テ一証如件

穂波郡忠隈村人民惣代地主惣代

宮島武四郎
宮島儀蔵
浅田次作
加来用作
浅田平三郎
浅田吉作
山本茂三郎

明治十六年末一月十日

嘉麻郡立岩村

麻生 賀郎殿

麻生徳兵衛殿

この約定により麻生家は忠隈村内はいつでも出願して借区を入手することができるようになったのである。採掘の対象は五尺炭であり「上等」の炭質をもつものであった。この約定証で注目すべきは、前書において、「借区願之儀及御示談候ニ付村中承諾致シ堀方委託候ニ付」とされていることである。麻生家に対し「堀方」を「委託」するという表現はすなわち本来的には村民において採掘すべきものという考え方、さらに言えば、村内に埋蔵する石炭については村民にその所有権がある——鉱山心得書以来の鉱物の政府所有といった法的規定のいかんを問わず、村民の意識として——とする立場に立っていると思われる。村益金の根拠はここに存在するのではないだろうか。この点は、麻生家側から村方に差入れた「約定証」（写あるいは控）の前書の文言と比較するとき一層明確になる。すなわち、「御村方地内不残石炭堀方仕度ニツキ及示談ニ候処御承諾ニ相成借区願ニツキ承諾証御渡ニ相成候」とあり、単に石炭を堀りたいので示談したところ承諾された、としているだけである。この両者の理解の相違が石炭採掘に対する地

元村方と麻生家との対抗の内実であった。村益金の割合が「器械」導入の場合に比較して従来の堀方による場合が三倍近くになっていることは、村益金の総額と出炭量とを勘案したものではないかと推察するに難くないし、また麻生家としても、機械設備を導入した本格的な炭鉱経営計画をもって村方の承諾をとりつけたであろうことが察せられる。しかしながら明治十八年に至るまで、実際には麻生家から忠隈村地内の借区出願はなされないままであった。恐らくは麻生家としては明治十七年から着手したとされる鮫田炭坑の創設と経営に専心したためであつたと考えられる。

鮫田炭坑は明治十八年の段階で一万七千余坪の借区に二百尺の豎坑を掘鑿し、蒸気ポンプ二台を利用して排水し、人力による坑内鉄道と豎坑での蒸気捲上げを採用、坑口から川端まで五二〇間の人力による鉄道を利用する計画の上申書を出しており、明治二十年にはほぼ達成した。麻生家にとっては初めての本格的な近代的大炭鉱となるものであつた。

(3) 明治十八年における村方との定約とその後の麻生家の対応
麻生家は明治十六年に村方から村内全域における借区出願の承諾を得ながら出願するに至らなかつた。これに対して村方は山王谷関係の田畑の麻生所有分を買取り、村民の宮島儀蔵が村内をのこらず借区することに、麻生家との間に次のような定約をとり結んだ。



確 証 (8)

一 穂波郡忠隈村地内含有之五尺ト称ス

大塊石炭八拾万斤

但シ此大塊石炭ハ或ハ八尺トモ言忠隈村地内ニ含有之石炭ニテ

ハ第一等ノ大塊石炭也
内

大塊石炭拾万斤

右ハ明治十八年三月廿日限り穂波郡飯塚村字東町川端積入場ニ於テ相渡約定

大塊石炭拾万斤

右ハ明治十八年七月廿日限り穂波郡飯塚村字東町川端積入場ニテ相渡約定

同 拾万斤

右ハ明治十八年十一月廿日限り右積場ニテ相渡約定

同 拾万斤

右ハ明治十九年三月廿日限り右積場ニテ相渡約定

同 拾万斤

右明治十九年七月廿日限り右積場ニテ相渡約定

同 拾万斤

右明治十九年十一月廿日限り右積場ニテ相渡約定

同 拾万斤

右明治廿年三月廿日限り右積場ニテ相渡約定

同 拾万斤

右明治廿年七月廿日限り積場ニテ相渡約定

一金式百八拾式円七拾六銭

右ハ忠隈村百八番地田九畝拾五歩百拾六番地五畝六歩百拾五番地田九畝拾五歩百拾番地七畝歩百拾壹番田壹反式畝三步百三拾六番地畠四畝拾五歩百拾七番地田六畝式拾壹歩百拾四番地田壹畝三步之田畑代金ニシテ今般右代金ニテ買取候分

内

金百四拾壹円三拾八銭

内

金百円 本日相渡

全四拾壹円三拾八銭

明治十八年二月限り相渡ス定約

金百四拾壹円三拾八銭

右ハ明治十八年四月三十日限り相渡約定

右田地ハ前記之金員委皆御渡申タル土地券之名前換可申受依之明治十八年一月廿六日付之貴殿ヨリ確証御指入之分正ニ受取置申候事
 右大塊石炭ハ忠隈村字山王谷九百八拾五坪^式合石炭借区貴殿御免許之分及忠隈村地内不残石炭借区御出願之儀定約仕置候処今般熟談之上前額之大塊石炭相渡シ及右借区ニ関シ御買入之田畑前記之代金ヲ以今般買取候約定致シ今般忠隈村地内不残宮嶋儀蔵借区出願致シ候条就テハ前期日之通金員及石炭共屹度可相渡候若万一期日ニ至リ一日ニテモ延引候時ハ左出願ナシタル借区及讓受タル借区貴殿之引渡可申候尤坑業ニ関スル器械及鉄道其也小屋等ニ至ル迄一切仕構之儘引渡申候就テハ期日延引セシ時ハ直ニ御坑業可被成候為後日確証指入置候処如件

但石炭及金員渡方一日ニテモ延引ニテ借区引渡之際ニ至リ候時ハ採出石炭ハ壹斤タル共売却不致若売却セントセシ時ハ御指留可被成候尚又借区御引受後タル共村補地補等不申受候事
 附タリ前記載之大塊石炭期日ニ至リ坑内非常ノ為メ採出石炭無之時ハ御猶予被成下度候事

穂波郡忠隈村人民惣代

宮島 儀蔵 ㊦

加来 要作 ㊦

浅田平三郎 ㊦

宮島武四郎 ㊦

明治十八年一月廿六日

嘉麻郡立岩村

麻生 太吉殿（貼紙下、麻生賀郎と太吉の連名）

この確証は正本であると思われるが、筆跡は麻生太吉のものである。麻生太吉は山王谷から撤退し、さらに忠隈村内での借区出願も断念することになった。その見返りとして麻生側は村方にならざるにきびしい条件を要求した。それは大塊石炭八〇万斤を麻生太吉に渡すのみならず、万一期日に遅れた場合は山王谷の借区はもとより、村方の宮嶋儀蔵の借区した分についても麻生家の手に移るというものである。またかかる事態に至った場合には麻生家の炭鉱経営に対する村補金、地補金の免除までが明確に規定されているのである。忠隈村村民としては十六年に麻生家の借区出願に承諾を与えていることから、今回の村からの出願に際しては、麻生家からのきびしい条件をのむことになったものと推察される。このことは、ここにみたような、きびしい条件をのんでも、村方では自村内の石炭採掘を進めようとする村民の姿勢をみせているものと思われ興味深い。

麻生太吉は村方の意向をいれ忠隈村から撤退することにしたと思われる。山王谷の借区券の名義書換については、麻生太吉もその意向をもっていったものの、借区坪数の更正中で郡役所に進達中であつて(9)直ちに書換えられずに終つた。

忠隈村では、宮嶋儀蔵を中心に石炭採掘の実施を計画していたが、実際には着手にまでなかなからず、そのためにさきの約定による石炭八〇万斤の麻生家に対する払渡や、山王谷の土地代金残金の支払に

浅田 吉作 ㊦

浅田 次作 ㊦

山本茂三郎 ㊦

も影響が出て来た。明治十八年五月二十日付の麻生太吉に宛てた宮島儀蔵の書簡は次のように述べている。

一昨日石炭ノ件ニ付罷出候

未施之事件六カ月ニ相成既ニ浅田金太郎借区ハ油□ノ権限ニ相成候様尚約定ノ石炭及田地金分ヲモ今程ニ相運ヒ候道見付不申依テ此ノ件タルヤ大事件ト愚考仕候……………(略)

宮島 儀蔵

十八年五月二十日

立岩村役場ニテ

麻生 太吉様

かかる状況においては、村方で借区出願して石炭採掘を行なおうとしたものの、思うにまかせず、麻生家との約定を履行することが可能であるかどうか懸念をもっている。

村方としては麻生家の稼行が当面期待できないところから、あえて前記のような約定を結び、村方自身の借区出願という形へ移行し得たのであったが、採炭そのものについては自稼行するつもりであったのかどうかについて判然としない。しかし村方としては石炭採掘そのものについては決して敵対するものではなかったし、むしろ推進する立場をとっていたことが、この経過からみてとることができよう。七月に至り忠隈村は石炭採掘を夜須郡隈江村の芳野という人物に托すことを麻生太吉に伝えてきた⁽¹⁰⁾。

兼テ御相談ノ石炭ノ件昨日夜須郡隈江村芳野延右衛門外名江□
渡約定仕候得共是モ定メテ中山ノ営業位ト愚考仕候間先日綿幸ニ
テ御相談申上候通御承諾奉希候尚石炭八拾万斤口ハ本年八月廿日

十万斤十一月廿日拾万斤十九年廿年ニ三月七月十一月ノ三度ニ償却ノ約定受取申候依テ村方ノ協議候処ニ吉作共サンセイ奉懇願候尚山王谷ノ委任状私ヨリ別紙通差入候様手續可被下候追約定証ハ四通御見通シ可被下候此段伏飛脚ヲ以テ奉依頼候也

忠隈村

宮島 儀蔵

加来 用作

七月一日

麻生太吉様

芳野が採掘に従事することになり、また麻生家に対する石炭渡の件も目途がついた。しかし、この時をもって忠隈村の村民自身による石炭採掘は終りを告げた。明治二十一年に自村内での借区権を正式に失う以前に、実体としては結果的に自村内での石炭採掘から自らを排除したのである。この時、芳野と村方、芳野と麻生の間にどのような定約がなされたのかはわからないが、麻生に渡すことになっていった石炭八〇万斤については芳野と村方との約定において再度期日を定められ、芳野から麻生へ渡されることになった。

(4) 芳野権四郎の忠隈炭坑経営と麻生太吉の参加引継ぎ

明治十八年七月より忠隈炭坑の経営を引受けたのは、夜須郡隈江村の芳野権四郎であった。しかし芳野の着手から間もなく十月に麻生太吉の参加をみるに至った。これは「権四郎及文太郎⁽¹¹⁾ノ云フ処ニ委レバ忠隈坑山坑業中十八年十月ヨリ貴下(麻生太吉)ノ御加入ヲ乞イ共ニ坑業」⁽¹²⁾とあり芳野側からの依頼によるとみられる。これは麻生家への石炭渡の約定を引継いでいたことと、同時に資金難から麻生太吉の参加を仰いだものとみられる。十月二十五日に両者は「私約」⁽¹³⁾を結ん

で、共同経営となった。私約の内容は不明であるが、明治十八年旧十月二日起『忠隈炭鉱計算帳』⁽¹⁴⁾の表紙には「坑主」として芳野権四郎と麻生太吉の名前が並記されている。

この間十八年十一月に忠隈村内五万余坪の増区と従来の借区主浅田金太郎に加えて宮島儀蔵と麻生太吉が借区人として出願された。芳野権四郎が加名せず麻生太吉が借区人加えられている点が注目される。芳野は十一月迄に、麻生家から約二百五十円弱の借入れを行なっており⁽¹⁵⁾、資金的には当初から苦しかったのではないかと思われ、これが麻生家の参加ならびに借区人への加名の理由ではないかと思われる。また借入れ金の内の一九六円は私約当日、大塊石炭四〇万斤の代金として借入れているのであり、これは麻生家に払渡す約定の分であったとも考えられる。このような事情をあわせ考えれば、浅田金太郎の借区増区にあたり、麻生家が参加した理由のひとつを推定しうるであらう。

芳野権四郎がいつ忠隈での石炭採掘に着手したのかは明らかではないが、麻生太吉との共同経営になってからの出納計算は十八年十月二十九日分からなされており「明治十八年旧九月廿二日夕々着手致候事」⁽¹⁶⁾と記されている。ところが、十二月十七日深町文太郎は次のような書簡を送っている。この具体的内容は明らかではないが、芳野と麻生の共同経営上において何らかの変更を求めたものであった様に思われる。

……(略)……扱て其際御話申上置候事件如何之御存念ニ御座候
 載脇方ヨリモ相談有之趣承り候得共其ニ貴殿ニ対シ是迄御慮ニ相
 成タル儀 不相済候ニ付是非共御引受被下度偏ニ伏テ奉懇願候宣
 敷右之御回答奉待候ニ伸ニ貴殿之御引受ニ相成候得ハ幸イ帳面持
 参旁罷出詳細ニ御相談之趣モ有之ニ付……

明治十八年十二月十七日 深町 文太郎
 麻生 太吉様

表Ⅱ-5 明治18. 10. 20 ~ 19. 3. 25 忠隈坑収支

惣計	2, 362. 0. 9	厘 (支出総額)
内	1, 482. 22. 3	仕切金及茂一郎売方益金共(収入)
残テ	879. 78. 6	損金と相成

両者の計算帳は十九年三月廿五日迄の分で惣計算がなされている。芳野の忠隈における採掘はこの時をもって終ったと思われる。むしろ芳野はこの時をもって忠隈における炭鉱経営を放棄したと思われる。忠隈村では芳野の石炭借区放件事件として訴訟をおこしている⁽¹⁷⁾。この約半年間の共同経営の収支は表Ⅱ-5の如くであり約八八〇円の赤字となった⁽¹⁸⁾。二つ割りにされた「損金と相成」る四三九円八九銭三厘は、そのまま芳野の麻生に対する債務であったが、芳野はこの間に忠隈での採炭に従事したために「家産を破る」状況に追い込まれている。

芳野家の仕組立を依頼された高山政喜は次のように書き送って麻生太吉に芳野家の窮状を訴えている⁽¹⁹⁾。

……(略)……
 一 貴下御承知ノ通り権四郎ニ於テ忠隈ノ坑
 業ニ従事セシヨリ全人カ財産ハ該業ノ為メ
 資本金トシテ動不動産トモ諸々ニ書入或ハ
 売却等ヲナシ今ハ殆ント身代ヲ尽サントス
 ル場合ニ立チ至リ負債金ヲ合計スレハ凡六
 千円内外ノ高二相成当時ハ地方才判設立ニ
 付各所ヨリ続々請求ノ訴ヲ起サレ其
 困難ハ云フ可カラサル場合ニ差迫リ権四郎
 及文太郎ノ兩人モ極々困窮……(略)……
 多額ノ負債ニシテ如何トモスル不能ヨリ償
 却ノ法々協議中ニ御座候……(略)

ところでこの間の忠隈炭坑の設備状況なら
 びに採掘状況は明治十九年二月の上申書(控)⁽²⁰⁾

によつてうかがうことができる。

此借区ニハ上中下層ト石炭含有シテ鉱脈ハ丑寅ヨリ生ツフコミ盤返ハ老〔 〕上層ハ炭名ヲ世ニ小石ト言フ炭厚四尺ニシテ二寸ノ隔モノアリ炭質中等老坪ニ付九千斤ノ含有ノ見込ナリ

中層ハ炭名ヲナ、ヘタト言フ炭厚四尺二寸ニシテ八寸ノ隔モノアリ炭質ハ下等老坪ニ付七千斤含有ノ見込ナリ

下層ハ炭名ヲ縮緬八尺ト言フ炭厚六尺七寸五分ノ隔モノアリ炭質ハ優等老坪ニ付老万参千斤含有ノ見込ナリ

一明治十八年中ハ坑口開設中ニテ探出石炭ハ凡三百五拾万斤ナリ

一水揚機械鉄道布設等ハ目下構設ノ計画中ニテ目下水抜シテ人力ヲ以探出ス

一当明治十九年中ハ坑道開設中ニ付凡老千三百万斤探出ノ見込右坑業見積上伸仕候也

嘉麻郡立岩村

麻生 太吉

明治十九年二月二日

芳野権四郎の場合、わずか半年で手をひいてしまったが、この上申からわかるように、当時はまだ掘進中であり、結局本格的採炭に入るまでの資金がつかず失敗したとみることができ(21)。

なおこの時の坑口は横坑であり、その大きさは天井七尺、敷九尺、高さ六尺五寸で長約四〇間であつた(22)。

麻生太吉は一時忠隈村での石炭採掘から撤退したものの、資金的要請から再度進出していった過程を知ることができる。これを借区権の側面からみるならば、村方としては借区権を自らの許におこうとしながらも、結局有力な土着鉱業家麻生太吉の参加を受入れざるを得なかつたのである。また炭鉱経営の面からみるならば、農民の兼業による経

営ではうまくゆく規模ではなくなりつつあつた。そこで專業的な石炭採掘従事者が登場するが、資金面ではさらに蓄積した麻生家のような有力鉱業家への依存が要請され、最終的には村方や小鉱業者の手を離れ、ある程度の資力や技術を蓄積した麻生家に集約されたのである。

(5) 忠隈炭坑の会社企業形態への移行

明治二十一年九月に至り、麻生はそれまでの個人的な経営形態を資本金一萬七二五〇円、一二株半の出資による会社形態(合名会社に相当する)の組織に再編した。その出資者ならびに持株数、出資金は表Ⅱ-6に示したとおりである(23)。あわせて前節に述べた如く、浅田金太郎と宮島儀藏の除名を十月に出願し、五万余坪の忠隈地内の借区は麻生太吉の単独借区とした。兩名の除名の経緯についてはよくわからない。だがこの時点をもつて村方と借区所有は完全に切りはなされた。なお忠隈炭坑の株主の間で結ばれた「忠隈炭坑約定証」(24)は次のとおりであつた。

忠隈炭坑約定証

筑前国穂波郡忠隈村字城崎外六ヶ所石炭坑区五万九千式百四拾七坪老合ヲ代金四千元ニテ麻生太吉ヨリ買受坑業ヲナスニ付左ノ通約定ス

第一条

資本金ハ老万七千式百五拾円トシ一株千五円宛拾老株半ヲ定額トス尤追資本ヲ要スルキハ追募集スルモノトス

第二条

坑業ハ忠隈村菟田村飯塚村南尾村平恒村等へ石炭含有ノ有限リハ地主へ示談シ増借区ノ許可ヲ得テ盛大ニ坑業ヲナスヲ目的トス

第三条

坑業ニ関スル事件ハ総テ株主協議ノ上決行ス尤株主ニシテ事務所ニ出務セザル件ハ決行ニ対シ遺憾ナキモノトス

第四条

坑業中ノ損益ハ総テ株数高二応シ負担スルモノトス

第五条

株数及株主ノ人名左ノ如シ(省略)

第六条

坑業ハ本月本日ヨリ着手スルモノトス

第七条

資本金募集ハ時々協議ノ上日限ヲ定メ二十日以内ニ募集ス

但資本金及追資本金募集ニ出金セサル者ハ坑山ノ権利ハ消滅スル

モノトス

第八条

坑業終業ニ至ル迄ハ如何様ノ事故アルモ退社及ビ新ニ入社ヲ許ササルモノトス

ルモノトス

第九条

坑業中ハ株主日々無給ニテ事務所へ出務スルモノトス

但株主ニシテ不得止事故アル者ハ代理ヲ出スモ妨ケナシ

第十条

坑業中出納ハ毎月一日十六日両日ニ計算シ明瞭ナル帳簿ヲ製シ之レニ登記シ株主ノ見認印ヲナスモノトス

ニ登記シ株主ノ見認印ヲナスモノトス

第十一条

利益金ハ毎年六月十二月ノ兩度ニ決算ヲナシ配当スルモノトス

第十二条

事業順序ハ蒸気汽罐ヲ据付坑口ヨリ飯塚川端迄鉄道ヲ布設シ坑内採

出炭ハ捲揚機械ヲ以テ運搬シ確實ノ營業ヲナスモノトス

但坑業支出予算ハ別冊ノ通り

表Ⅱ-6 忠隈炭坑の出資者ならびに持株

氏名		株数	払込金額
大隈町 矢野 喜平次	酒醸造(山野坑区借区者)	1	1,300
飯塚村 新開 宅助	中卓、中津屋、呉服商	1	1,300
〃 和田 六太郎	和田忠、質屋	1	1,300
〃 木村 順太郎	森崎屋、茶商、麻生太七の娘婿	1	1,300
立岩村 麻生 太吉		2	2,600
〃 麻生 太右エ門	麻生太吉の長男	1	1,300
〃 麻生 太七	〃 の弟	1	1,300
諫山(吉田)九右エ門	酒造業、太吉の娘婿	1	1,300
飯塚村 嶋田 吉右エ門	太物商	1	1,300
立岩村 麻生 惣兵衛		$\frac{1}{2}$	500
上三緒村 井手 大四郎	旧庄屋(酒造)	$\frac{1}{2}$	400
幸袋村 篠原 和三次		$\frac{1}{2}$	650
飯塚村 畠間 小四郎		$\frac{1}{2}$	650
〃 新開 富太郎	中卓本家、醤油醸造	$\frac{1}{2}$	650
		$12\frac{1}{2}$	15,850

資料：「忠隈坑山権利に係ル証書留」,「株金元帳」ほかによる

第十三条

株主中ヨリ坑用ニテ他出シ宿泊セントキハ一日々当金六拾銭以内ヲ支給スルモノトス

但神戸大阪其他遠隔ノ地ニ出張セシムルトキハ其時々増額スル事アルベシ

第十四条

麻生太吉ヨリ買受ノ借区代金ノ内金三千円ハ株金ニ立用シ残金千円ハ最初利益金配当ノトキ払渡モノトス

第十五条

忠隈村字山王谷深町文太郎所有ノ石灰借区九百八拾五坪三合ハ買上ルヲ目的トス

右之通約定致候ニ付各記名捺印ノ上尅部宛ヲ所持ス

明治二十一年九月二十日

(十四名記名捺印略)

麻生太吉は五万九千余坪の借区の提供により、現物出資をしたのである。麻生家の人々は計四株のうちの三千円については現金出資を要しなかったのである。一株の金額は当初一五〇〇円であったが千円で出炭まで達する見通しから修正され、さらに二〇〇円にされ、最終的には三〇〇円となった。すなわち麻生家としては四株五二〇〇円のうち三〇〇〇円を現物出資でまかない、差引二二〇〇円の出資によって新たに一万一千円余の資金をあつめることができたのである。出資者の性格²⁴⁾についてみれば表Ⅱ-6にみる通り、飯塚近隣の人々である。農業や商業、あるいは醸造業、質屋といった家業から蓄積した資金を忠隈炭坑の資金として利用することができたのであった。あわせて出資者は、地縁・血縁で結びついた性格を多分にもったものであった。

表Ⅱ-8 忠隈炭坑利益金見積(M21)

円 銭		%
1. 80	採掘賃	21. 4
. 77	水	9. 1
. 44	仕 操	4. 7
. 10	村 益	1. 2
. 15	岡 入	1. 8
. 30	岡 出	3. 6
. 30	頭梁勘場	3. 6
4. 30	川運賃	51. 0
. 26	若松諸掛	3. 1
. 05	道 益	0. 6
8. 43	小 計	100. 1
13. 00	若松売却価	
差引 4. 57	純 益	

資料：表Ⅱ-7, 8ともに「事跡留」

表Ⅱ-7 忠隈炭坑資本金見積

1, 500 円	ケートル 直径5尺 長24尺 式個
900	スベンサルポンプ 拾式インチ1・拾インチ1・六インチ2
550	バルブ・パイプ類
750	捲揚器械
350	レール 四百間
120	スターリ張金 千尺
1, 040	鉄道布設費 但尅千三百間見込 尅間ニ付金八拾銭
300	箱 五拾個 尅個金六円
75	箱 貳拾五個 金物代
250	ケートル築立費
200	職場費
300	機械据付水揚迄見込
250	梓木一時買入
200	水抜費
1, 000	川艦約定金
100	積入場仕構
250	家屋建築費
200	坑内鉄道布設及梓入ノ人夫費
150	厚式分四八平鉄板 拾五枚
8, 485	小 計
5, 765	予備金
14, 250	合 計

このときに麻生太吉がこのような会社企業形態を導入した理由として次の諸点が指摘できる。第一に前述のごとく最小限の支出で、他人の多大な資金の調達を行なうためであった。すなわち麻生は鮎田炭坑の経営にゆきづまっていた時期でもあり、さらに忠隈炭坑へ単独で投資することには困難があつた。第二に、第一点の原因でもあるが、撰定坑区の策定が行なわれて、忠隈地域も指定され、これを確保するために確実な経営体制をととのえる必要があつたこと。そしてそのためにも鉱業規模拡大に対応しうる生産体制の整備、機械化が要請されたからであつた。約定証の第二条の「石炭含有ノ有限リハ……借区ノ許可を得テ盛大ニ」坑業を進めようとするところに撰定坑区の獲得を目ざす姿勢が示唆されている。また第十二条にみる如く、機械化により「確実ノ営業」を目ざしたのである。表Ⅱ-7に忠隈炭坑が会社形態をとるることによつて集められた資金の使途を予定した忠隈炭坑資本金見積(26)を掲出した。これを再構成してみると蒸気汽糶・捲揚機・ポンプ関係が合計四四五〇円に達して約52%を占るのである。また坑内外をふくめた運炭鉄道関係のものが二〇八五円で約25%になる。

あわせてこの時の利益見積(27)を表Ⅱ-8に、また比較の便のために明治十六年当時の見積(28)を表Ⅱ-9に掲出した。両表のちがいは、機械導入がなされているかどうかにあると思われる。表から知ることができる大きな相異点は、岡出し賃が減少していること、および金利・かごえび代の計上がされていないことである。岡出しは馬匹利用の鉄道を布設することで大きな軽減となるのであり、かごえび代等はおくとしても、金利については自己資本の充実に負担が軽減あるいは解消されるであろうことは想像に難くない。またこの二表は、当時の機械化に直接関係のない探炭賃や川運賃は、相対的にも絶対的にも増加せざるを得ないことをあわせて示している。ところで明治二十一年当時の利益見積でみる限り、資本金見積で示されている資本金合計金額は、

表Ⅱ-9 忠隈山積り (M16)

円 銭		%
1. 50	切 賃	15. 8
1. 00	水	10. 6
. 30	仕 繰	3. 2
. 15	村 益	1. 6
. 17	岡 入	1. 8
1. 30	岡 出(車)	13. 7
. 30	山川勘場	3. 1
. 05	当 料	0. 5
. 20	金利子	2. 1
. 20	かごえび 柱木	2. 1
4. 00	川運賃	42. 2
30	若松手数仕切取賃	3. 2
9. 47	小 計	99. 9
12. 50	若松売	
残テ 3. 03	徳 益	

資料：「公私要件廉付帳」

三千万斤強の石炭販売によつて償却可能であることを示しており、一日一〇万斤程度の出炭売却があれば、一年以内に償却しうることになり、注目される。

明治二十二年七月に撰定坑区の出願を行なったが、願書に添えられた上伸(29)には忠隈炭坑の坑業順序が詳細に記されている。

上 伸

筑前国穂波郡穂波村大字忠隈字宮坂外六字石炭借区五万九千式百四拾七坪壹合御許可ヲ受ケ開坑営業罷在候然ルニ現借区外四隣皆同脈ノ石炭含有ノ見込ニ付増坑区出願ノ計画今般借区御撰定相成候ニ付則チ別紙増借区出願仕候抑本借区坑業法ノ儀ハ現今左記ノ計画ニ有之候モ他日水量増加現機械ノ及ハサルカ如キ見込モアラバ隨時猶予ナク水揚機械ヲ増設ス可キハ勿論ノ事ニ御座候即左ノ方法順序上伸仕候也

第一 石炭坑外へ運出方法

石炭ヲ坑外へ運出スルニハ図面ニ明記セシ横坑ニ捲機械場ヲ第一第一二両所ニ設置シ即横坑口ヨリ御延長百三拾間ヲ第一所トシ夫レヨリ不毛百三拾間ヲ第貳所トス右第一第二ノ坑道ニハ往復式線ノ鉄道ヲ布設ス即チ第一捲場ハ坑外ニ拾式吋両シ、ンドルノ捲機械壹台ヲ据付第貳所ニハ九吋両シ、ンドルノ捲機械壹台ヲ据付第一第二ノ御延長ノ定間達着セシ左右ニハ充分ナル坑道ヲ設ケ往復二線ノ鉄道ヲ布設ス而シテ右第二ノ百三拾間ヨリ不毛御延長六拾間ハ人力ヲ以テ第二ノ坑道迄荷出セシム凡テ坑夫ノ採掘シタル石炭ハ運炭函ハ六百斤入ノニ容レ坑道ニ抛リ第一第二ノ捲場迄運搬シ數函連鎖シ捲機械ニヨリ第二ハ第一迄第壹ハ坑外ニ捲揚ス

第二 採掘法

坑内石炭採掘法ハ横坑口第一卸延長百三拾間ノ達着セシ左(亥方)右(午方)ニ坑道ヲ設ケ(此坑道ハ水排シニシテカタバント云フ)延長八拾間毎ノ各勘定場ヲ置キ三間ニ三間ノ柱炭ヲ残置シ幅七尺ノ石炭ヲ採掘ス之ヲ切刃ト云フ然レモ左右ノ延及卸本街道等ハ凡テ五間ニ五間又各水溜ハ外部ノ甕(即壁ト云フ)ハ各拾間ノ柱炭ヲ残置シ充分堅固ニス而シテ其採掘セシ跡ニハ通常切羽ニハ松柱ヲ建テ其也街道水溜等重要ノ場所ニハ強大ノ松材ヲ以テ柱ヲ嵌入シ以テ天井ノ崩落ヲ防ク右切羽ヨリ採掘シタル石炭ハ坑夫之ヲ勘定場ニ荷出シ運炭函ニ移ス

第三 水揚方法

坑水ヲ揚ルニハ図面ニ明記セシ堅坑口ヨリ卸延長三百式拾間ヲ五区ニ区画シ第一区四拾間ニ拾六吋スペシャルポンプ式台第貳区八拾間ニ拾式吋スペシャルポンプ式個第三区七拾間ニ拾吋スペシャルポンプ式個第四区七拾間ニ拾吋スペシャルポンプ式個第五区六拾間ニ拾吋スペシャルポンプ式個ヲ据付ケ以テ水揚ノ機械ニ充ルノ計画ナリ

然レ共坑水ノ増減ニ依リ臨機増減スベシ

第四 蒸気機械

蒸気機械ハ長式拾四尺直径五尺ノケートル五個ヲ据付スルノ計画ニシテ内式個ハ既ニ据付セリ
此外坑外運録ノ方法炭層ノ厚薄種別及販売ノ方法等ハ凡テ先年上伸仕候通ニ付省略仕候
一前數項ハ現今ノ坑業ニテ一日四拾万斤内外ハ採出シ得ルノ計画ニ御座候モ石炭商業海供需ノ度ヲ觀察シ其必要ニ応シ採出ノ増減ヲナスハ容易ニ有之候
右上伸仕候条御詮議ノ上御許可被成下度此段奉上伸候也

明治二十二年七月

願人 麻生 太吉 印

福岡県知事 安場保和殿

前書之通相違無之ニ付奥印仕候也

穂波郡穂波村

村長 合屋 和吉 印

穂波郡飯塚町

町長 角 不為生 印

前述の如く撰定坑区は同年九月二十四日許可された。

(6) 忠限炭坑の概況とその推移

次に掲出した表Ⅱ-10(3)の(1)から(5)までは、それぞれ資料の性格が異なるので比較することに若干問題があるとも思えるが、年をおつて一応の変化をみておくことができる。

坑道についてみると、明治十九年には本卸が四〇間であったのが、二十三年には一二〇間、二十五年には一五〇間と延びている。ま

た当初は斜坑のみであったが、二十五年には二本の立坑をみる事ができる。しかし表記のとおり、主要坑道ではなく、補助的なものであった。

汽鐘数も二十三年の二個、同年十月に四個、二十五年には五個、二十七年四月には六個と増加し、同様にポンプの数も増加している。

捲揚機も一台から三台に増加し機械化は着実に進められている。ただ坑夫の数においてはこれのみを限りはあまり変化がなかったようである。

表Ⅱ-11は借区坑業明細表⁽³²⁾による各年前後半期毎の変化をみたものである。明治二十五年六月からは鉱業条例の施行で「鉱業明細表」と改められて内容もかわっている。最下段の欄はこの表から試算したものであり、(1)は売却益と(3)その合計、(4)炭価、(5)一日一人平均採掘高、(7)一日平均就業人数、(8)坑所からの送炭率を表している。

炭況をみるならば、明治二十一年春には、意外な高価を呼ぶといわれた好況であり、これが中央資本の筑豊進出の契機ともなったが、忠隈炭坑の会社企業化とも時期をあわせている。二十三年から過剰生産傾向で相場は下落傾向になるが、二十四年には大水害による生産減少で相場はもち直したが、年末にはもとにもどり、二十五年には恐慌へと進んでいる。麻生太吉もこの時期、忠隈を三菱へ売却しようと考えた⁽³³⁾、三菱側からの拒否で結局売却せずに二十七年住友に譲渡するに至る。

表Ⅱ-10(2) 御 届 (M23.1.18現在)

資本金	19,500円	払込高19,500円
組合人員	13人	
職工人員	6,840人	但1日平均19人ニテ勤務日数30日
坑夫人員	84,000人	平均250人 28日
蒸気機関数	ケートル2台	但 径5尺 長24尺 15馬力
	口郎筒6台	但 汽笛12吋 1台 10吋 3台 6吋 2台
	捲機械1台	但9吋両汽笛

表Ⅱ-10(1) (M22.3届出)

資本金	20,000円	但12月迄募集金高
株主人員	13名	
役員	12名	
職人	20名	
雇人	200人	
蒸気機械	2台	
営業収入金	ナシ	
全支出金	18,500円	

表Ⅱ-10(4) 明治26年 鉱業施業案 (M25.10.25)

採掘額	4,000万斤(1.5万斤)	108万立方尺(405立方尺)
工数	延人員	実人員
坑夫	50,000人(30人)	160人(4人)
手子	2,190	6
支柱夫	1,500 (5)	5 (1)
車夫	3,800	12
火夫	1,825	5
機械夫	5,840	16
夫	2,800	8
運搬夫	4,500	30
計	72,255 (35)	242 (5) ※()内は山王谷
原動機	汽鐘 径5尺 長24尺	5台
機械	9吋両汽笛捲揚機械	1台
	10吋 " "	1台
	長1丈ドライブパン1台	長7尺同 1台
	ポンプ 16吋 1台	14吋 1台 12吋 2台
	10吋 3台	6吋 3台
通気ノ方法	通風坑道を以て充つ	燃焼質瓦斯ナシ
排水ノ方法	ポンプ及段汲を以て充つ	
運録ノ方法	輕便鉄道により馬若くは人足を用ゆ	
薪炭消費高	559万5千斤	
坑口	立坑 ₁ (通風坑)	立坑 ₂ (蒸気卸)
	横坑 ₁ (本卸)	横坑 ₂ (180間)
排水	甲 立坑より40間	大水溜 16吋 14吋 10吋 ポンプ 計3台
	乙 フケ80間のところ	大水溜 12吋 10吋 ポンプ 2台
	丙 フケ50間	" 仮水溜 10吋 ポンプ 1台
	丁 卸底30間	6吋 ポンプ 1台
	片磐坑水は左右延の疏水路から乙水溜へ	
採掘	左延200間	右延100間
	3間角残柱式 6間巾採炭	
今後施業	第2横坑 軌道布設	10吋汽笛捲揚機 左右延
	第1横坑 捲機械撤去	
	丙、丁ポンプ増設	
	採掘 片中止→フケ向い採炭する	

表Ⅱ-10(3) 忠隈坑山石炭出品目録 (M23.10.15)

横坑 (捲卸)	高6尺 底9尺 天井7尺(120間) 往復鉄道2線布設
運搬	600斤箱 4~6個 10吋両笛捲揚
片盤坑道	横坑行詰ヨリ左右(高6尺 底9尺 天井7尺) 100間毎に勘定場
運搬	勘定場より捲立場まで600斤兩人力
排水	横坑と5間隔てた排水坑道による 80間第1水溜 14吋ポンプ2台 80間第2水溜 12吋ポンプ2台 予備 10吋3台
汽鐘	径5尺 長24尺 4台
出炭	30万斤/日
坑外運搬	坑場-飯塚川積場 1,000間
坑外運搬	運炭鉄道2線 600斤5~7兩 馬にて 川積場-若松港 10里船にて
価格	若松港にて 1万斤 17円50銭

(続)

表Ⅱ-10(5) 忠隈炭坑財産引続 目録 (部分) (M27.5.2)

汽鐘	6 長24尺 径5尺	現在掘付の儘
16吋スペシャルポンプ	1	"
14吋 "	1	"
12吋 "	3	"
10吋 "	2	"
6吋 "	3	"
12吋両 捲機械	1	"
9吋 " "	1	"
10吋片 シンドレ "	1	"
蒸気鉄管及水鉄管		坑内外現在ノ儘
長 拾尺 ドライブパン	1	
マシ	1	
ボールパン	1	
∟型及Ω型レール	延長凡 660間	
平鉄レール	" 2,300間	坑内延及坑外布設ノ儘
職場鍛冶道具		(内容略)
鉄物		(")
運炭函	258	
建物		畳建具付属ノ
瓦 葺	14棟	建坪236坪
草 葺	46棟	" 751坪75
事務所備付器具		(内容略)
金庫	1	
坑木	計2,030本 板6坪	(")
坑夫貸金	826円30.2	

資料：表Ⅱ-10(1)~(4)は「諸願伺書類纏」より調製，表Ⅱ-10(5)は「忠隈坑山売却ニ係ル書類留」

表Ⅱ-11 「借区坑業明細表」にみる忠隈炭坑

		明治22年(1889)		明治23年(1890)		明治24年(1891)		明治25年(1892)		明治26(1893)								
		1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~5月	6~12月	1~12月								
宮坂他 借第3477号 (59,247坪) ↓ 借第5315号 (303,532.2坪) ↓ 特第596号 (416,049坪)	越 高 (a)	(45)万斤	175	115	120	250	550	376	171.36	80.								
	掘 出 高 (b)	1,100万斤	1,500	2,485	1,748.2	2,050	*1,623	1,342.4	1,426.224	5,219.5319								
	売 高 (c)	970万斤	1,560	2,480	1,618.2	1,750	**1,797	*1,547	1,137.984	5,158.0203								
	代 価 (d)	15,895円	25,760	37,206	*27,509	27,125	21,564	**16,744.55	10,203.141	50,150.845								
	残 高 (e)	(175)万斤	115	120	250	550	376	171.4	80	89.712								
	作 業 日 数 (f)	180日	180	180	180	180	180	140	210	329								
	工 数 (g)	22,300人	33,000	43,000	37,000	39,000	***30,000	(25,500) ***2,550	15,000	131,600								
	入 費 (h)	14,440円	23,420	33,479	25,350	31,306	****17,853	****11,080	—	—								
	備 考				*壹万斤ニ付 拾七円	運賃 六円三十銭 代価壹万斤ニ付 拾五 円五十銭	*此分ハ上石ヲ除ク **是ハ若松送付高ヲ記 ス売却未済ニ付 ***掘出高百万斤ニ付 千九百人ヲ掛 ****六百五十万斤一万 ヶ充十一円トス	*送付高ヲ記 **三月迄ハ十一円五十 銭、六月迄ハ十円五 十銭 ***一万ニ付十九人 ****一万ニ付十円八十銭	(山王谷を含む) ('鉱業明細表'による)	十二月三十一日現在人員 五百六十人 (同 左)								
山王谷 借第2939号 (985.3坪)	(a')	— 万斤	—	—	—	—	—	—	—	—								
	(b')	30万斤	20	100	—	65	—	40	—	50								
	(c')	30万斤	20	100	—	65	—	40	—	48								
	(d')	490.50円	330	1,500	—	975	—	*460	—	432								
	(e')	— 万斤	—	—	—	—	—	—	—	—								
	(f')	100日	80	60	—	50	—	65	—	150								
	(g')	600人	500	1,700	—	850	—	**520	—	280								
	(h')	445.50円	300	1,250	—	878	—	***420	—	—								
	備 考		(7~9月休業)	(4~6月休業)	(7~12月休業)	(1~3月休業) 壹万斤ノ 価格 拾五円	(7~12月休業)	(4~6月休業) *万ニ付運賃共二 十一円五十銭 **万ニ付十三人 ***万ニ付拾円五拾銭	(上表に含まれる)	十二月三十一日現在人員 貳人 (「鉱業明細表」による)								
(試 算)	(1) (d) - (h)	1,455円	2,340	3,727	2,159	△4,181	3,711	5,644	—	—								
	(2) (d') - (h')	45円	30	250	—	97	—	40	—	—								
	(3) (1) + (2)	1,500円	2,370	3,977	2,159	△4,084	3,711	5,704	—	—								
	(4) (d)/(c), (d')/(c')	16.39	16.35万斤/万斤	16.51	16.50	15.00	15.00	17.00	—	15.50	15.00	12.00	—	10.82	11.50	8.97	9.72	9.00
	(5) (d)/(g), (b)/(g')	493	500万斤/人	454.5	400	577.9	588.2	472.5	—	525.6	764.7	541.0	—	526.4	769.2	950.8	396.6	1785.7
	(6) (b)/(f), (b')/(f')	6.1	0.3万斤/日	8.3	0.25	1.38	1.67	9.7	—	11.4	1.30	9.0	—	9.6	0.62	6.8	15.9	0.33
	(7) (g)/(f), (g')/(f')	123.9	6.0人/日	183.3	6.3	238.9	28.3	205.6	—	216.7	17.0	166.7	—	182.1	8.0	71.4	400	1.87
	(8) (c)+(c')/(a)+(b)+(b')	85.1%	93.2	95.6	86.6	76.7	82.7	89.9	71.2	97.4	—							

資料：明治22年 忠隈炭坑『諸願伺届書類纏』

(注)

(1) 『肝要書類』麻生家文書、肝要11

(2) 『明治十九年一月』忠限鉱山三関スル書類留(麻生家文書、忠限D13)に綴込。

(3) 右同資料には断片的に次の資料(竝紙二つ折りで引用資料と同一用紙と思われる)が綴り込まれている。

右之通り約定相違無御座候為後年之印紙貼用証人相立依テ一証
如件
嘉麻郡立岩村

証人

明治十五年

穂波郡忠限村

山本卯三郎殿

野見山源三殿

浅田 次作殿

宮島 次一殿

山本弥三郎殿

山本藤次郎殿

浅田次郎平殿

宮島 貞郎殿

浅田 弥吉殿

資料はあと書きの部分のみであるが、この部分が引用資料と同一であり、明治十五年となつてるところからみて引用した定約の宛名はここにあげた人々ではなかつたかと思われる。

(4) 第一章でも述べたごとく、麻生家は嘉麻郡の石炭坑主による売捌組織を若松に設置するなど流通面にも、当時積極的に進出していくとする意志があつたと思われる。あるいは忠限からの石炭もこの組織のルートにのせることを考えての定約であつたとも考えられよう。

(5) たとえば幕末から明治初期にかけて、忠限村と隣接した南尾村の伊勢谷炭坑の経営の中で、銀主としての麻生家が共同経営者としての立場にたち、さらには借区の担保差入れにより当該借区を獲得し

うる立場にまで至る事例については拙稿「明治初期における麻生家の二つの炭坑経営の例にみる土着石炭鉱業家の特質について」(『エネルギー史研究』第10号所収)を参照。なお麻生家の幕末から明治初年にかけての焚石工場への投資の資金的基礎は、前掲西村論文によれば、高利貸付、自小作地経営、植実買入等の諸経営から生み出される利得にあつたとされている。

(6) 前出資料、忠限D13、綴込。なお同資料には、麻生賀郎、徳兵衛から忠限村人民総代地主総代に宛た「定約証」(控)も前後して綴込まれている。なおこの定約証の第四条は「一石置場其也新道小・家床等……」とある。

(8) 右同資料、忠限D13、綴込。
(9) 明治十八年一月二十九日付「証」麻生太吉より宮島儀蔵宛。

忠限D13、綴込。なおこの時の山王谷借区権の譲渡という形態、すなわち借区権に対する代価の支払という形ではなされず、借区地の田畑の代金を支払い、地表権を買戻すことによつてなされている。これはひとつには自村内での借区ということからこのような形でなし得たとも考えられるが、村方の借区権に対する考え方を示すものとして、きわめて興味深いものがある。

(10) 前出資料、忠限D13、綴込。

(11) 芳野権四郎の実弟深町文太郎。

(12) 明治二十二年十二月二十四日付、高山政喜より麻生太吉宛書簡、忠限D13、綴込。

(13) 明治二十一年一月二十四日付、芳野権四郎より麻生太吉宛「確証」には、

明治十八年十月廿五日付ヲ以貴殿ト私約取結候……(略)
とある。同資料は忠限D13に綴込。

(14) 麻生家文書、忠限D11。

(15) 明治十九年一月起『忠限鉱出納勘定帳』麻生家文書、忠限D12による。

(16) 前出資料、忠限D11。

017 明治廿一年七月廿五日付、麻生太吉宛の忠隈村宮島儀蔵の訴訟費用の「受取証」、忠隈D13、による。

018 前出資料、忠隈D11。

019 前出資料、忠隈D13。

020 同右

021 前出資料、忠隈D13には、若松港の熊本勘右衛門商店をおし、大阪商船会社へ塊炭一五〇万斤の売買契約があるが、この時の価格は、精選塊炭若松港度で一萬斤当八円であった。

022 『忠隈坑山権利ニ係ル書類留』、麻生家文書、忠隈D14。

023 同右。なお第八条の規定は株券の裏書事項「一此株券ハ株主外へ売買譲渡ヲナス事ヲ得ズ若シ株主内ニ売買譲渡ヲナスモ株主五名以上ノ承認ヲ受クベシ」によって消滅したといえる。

024 『事跡留』麻生家文書、忠隈C17。

025 麻生家文書の多くの資料、および飯塚における聴き取りによる。

026 前出資料、忠隈C17に綴込の「忠隈炭鉱資本金見積書」より作成。

027 同右資料、綴込の「忠隈坑山利益金見積書」より作成。

028 前出資料、肝要11。

029 前出資料、忠隈D16。

030 ただし山王谷の九八五坪三合とその間隔地が除かれていることは前述したが、これは当時山王谷の借区が、明治十八・九年の芳野権四郎との共同経営の処理として芳野の手へ渡っていたことによる。

この借区地は明治二十三年三月にいたり、金九五〇円と芳野の借金四五三円用捨の条件で麻生太吉の許に買戻された。

031 表1-10の(1)~(4)は前出資料、忠隈D16。(5)は同じく忠隈D12。

032 同右、忠隈D12、綴込。

033 詳細には、東定宣昌「明治二十五年麻生太吉、荏田平五郎の往復書簡」(『エネルギー史研究ノート』第四号所収)を参照。

三、嘉麻燧石社の成立とその背景

燧石は地中の石炭が岩床の熱によって変質したもので、一種の天然コークスともいうべきものである。燧石は無煙性の燃焼をなすため、またカロリーも高いため、家庭用の燃料として使用されていた。種類によっては爆散性(熱するとびちる)をもっていて利用しにくく、反面またその性質を利用して石灰の焼立てには都合よく、主たる利用は家庭用かこの石灰製造であった。後には粉砕して爆散性を取り除くことが知られて、練炭や豆炭の原料としてそれなりに利用度のあるものではあった(1)。

燧石はその性質の特殊性から用途が限定されていたと同時にその産出地も限定されており、田川郡と嘉麻郡および鞍手郡でのみ産出されていた。

この燧石のもつ二重の特殊性は市場の狭溢さと、そこからくる生産者の協調の要請、さらにいえば同業者の結束(同業組合、あるいはさらにトラスト・カルテル的な方向へ)が必然的な要請となってくる性質を内在していた。同時にその産出地域の限定性は上記の動きにとつて好都合でもあった。

麻生家はこの燧石の特殊性に早くから着目していた。明治十五年、麻生賀郎が中心となって、嘉麻郡の石炭坑主十数名で嘉麻組石炭燧石売捌処(2)という、組合員の産出した石炭燧石を販売する組織を作った。この組織は間もなく失敗に終わったが、その後すぐに今度は燧石のみを取扱う豊筑燧石売捌所を設立する計画をたてている。これが「三郡規約」による田川・嘉麻・鞍手三郡の生産調整を経て、さらに筑前豊前国石炭鉱業組合の設立による、燧石部分会につながるのである。この分会の会長に麻生太吉が就任している。

麻生賀郎や太吉は、一方で生産そのものの集大化・一本化をはやく

からめざしていた。すでに明治十三年ごろから近隣の村々の燧石坑を開発するとともに、借区の委任、掘方委託をうけ、生産現場段階での調整をはかろうとしていた。

燧石借区委任状 (2)

嘉麻郡下三緒村字岡ノ浦

一 燧石借区九百九十坪

右燧石借区都合有之貴殿へ委任致シ候条坑法之通御堀方可被成候就キテハ無論礦物御且手ニ御買却可被成候尚又委任ヲ解キ候等之義毛頭無之候若万一此借区ニ付苦情有之候時ハ拙者引受貴殿へハ速ニ掘方為致候為後日委任状如件

穂波郡飯塚村

小林善三郎 ㊦

永田弥左衛門代印

明治十五年五月八日

この小林善三郎の借区は麻生太吉に委任されたものであった。

嘉麻郡内下三緒、上三緒、鴨生、稲築、綱分、安丸、仁保、有井、有安といった地域ではどこでも燧石が産出され、また農家の家庭用として必要なだけで自分で採掘するといったかたちでの採掘がほとんどで、そのため借区も数百坪から千数百坪、大きくても数千坪といった程度で、極小借区が簇生していた。

ところが明治十五年に石炭借区の坪数の下限を一万坪とすることになり、それ以上の規模でなければ借区許可がなされなくなつた。(太政官布告三十八号)。これは政策的見地から小坑区の乱立による鉱業の混乱と発展の障害をとりのぞこうとするものであつた。後の撰定坑区の策定への流れの中に位置するものである。

しかるに小坑区乱立の嘉麻郡では、明治七、八年に借区許可したも
のについては明治二十二年、二十三年に十五年の許可期限が切れるこ
とになる。許可は満期になるが、簇生する小坑区では一万坪に達する
程の増坪の可能性はなかつたし、万一増坪の余地があつたとしても一
農民であれば容易ではなかつたと思われる。実際に稲築村における山
野の一三二二、五坪の借区は明治八年十一月一日に許可を得たもの
であつたが、二十三年十月に満期になる。そこで「予メ継年期出願候
処、一万坪以上ナラサレバ許可無之趣意相違……シカルニ増坪ノ余地
無之ニ付廢坑」する届を出した例をあげておくことができる。
当局においても燧石の採掘状況に対し坑主宛に次のような意向を伝
えている。

県下炭田ノ内嘉麻穂波鞍手田川郡ヨリ産出スル燧石炭ノ義ハ一種特
別ノ質ヲ有シ内国ハ勿論外国ニモ類ナキ品質ナル由右使用現今ハ専ラ
石灰焼製ノ料ニ供スルニ止リタレモ将来如何様貴重ノ用料トナルモ
難計義ニ付保護採掘セスンハアル可カラズ然ル処近來ハ石灰焼製者モ
該炭ヲ使用スルノ必要ヲ感スル者漸増^大增加スルヨリ該炭ノ捌ケ方モ年
一年ニ多キヲ加エ候処該坑主共ニ於テ末タ販路狹隘ナルヲ顧ミス昨年
以來競争掘採多額之出炭ヲ為スヨリ本年ニ至リ供給ハ余剩ヲ生シ貴重
ノ品物泥土同様ノ価格之底落セントスルノ傾ナルアリ因テ該坑主共ニ
於テ互ニ聯合協同供給ノ便ヲ察シ探炭ナシ永遠ニ相当ノ価格ヲ保チ候
様協議可致旨燧石坑主エ無残諭示方其筋ヨリ照会致来候条至急及伝達
候也

明治廿一年十二月十二日

立岩村外四ヶ村

戸長役場 印

燧石坑主

麻生 太吉殿
麻生惣兵衛殿
麻生多次郎殿

一方麻生太吉を中心として何人かの共同による燼石採掘事業も計画されていた。明治十七年一月には麻生太吉他六名が、綱分村赤松和三郎の借区一万二七〇〇余坪において、それぞれが「内約」をして七カ所で採掘を行なっている。十九年二月には十一名が共同して先の赤松和三郎の借区で三万坪余に増区された中で採掘を行なった(4)。これは燼石の賦存状況が石炭と異なっていた一つの炭層内に連続してみられるのではなく分散しているためこの法を用いたと思われ、借区も赤松の名儀であるものの、実は一万坪以上にして出願するためであったと思われる。この段階においても各自の坑区は千坪程度のものではなかつた。しかも実体としては各自が何らの全体的統一もなく採炭するのであるから共同事業の意味は、最低一万坪の制限をかわす便法でしかなかった。このような意味から、前掲の当局の指示がなされたものと理解される。

このような状況にあつて、これらの小坑を統合し、同時に燼石の生産の安定をはかるうとして三緒社なる組織を設立することになる。立

表Ⅲ-1 三緒社株主

麻生 太吉	12株
麻生多次郎	5
麻生惣兵衛	5
井手市三郎	5
井手大 四郎	5
福沢 文吉	5
諫山九右衛門	4
入江松太郎	3
他 2名	2
9名	1

岩村ならびに上三緒村のどちらも庄屋格の家であつた麻生家と井手家を中心になつて、明治二十一年一月十七日に設立、資本金九千円、六〇株、一株一五〇円であるが借区千坪をもつて一株とすることもできた。井手市三郎と

麻生太吉の名をもつて増区し鴨生、山野、上三緒地区の燼石区を合併しようというものであつた。株主については表Ⅲ-1をもつて主要なもの掲げた。株主は一九名、合計五八株半であつた。

ところがすぐに撰定坑区に指定されたため、さらなる増区の必要にせまられ二月一日に改組して嘉麻燼石社となつた。ここでは先の地域に赤坂・綱分地区を加え、六〇余万坪の撰定坑区を得ることが目的であつた。資本金は一万八千円、六百株(特別株は別途二〇株)一株三〇円であつた。株主については表Ⅲ-2に示した。これで撰定坑区の許可を二十二年四月受け、機械設備を導入し大々的に鉱業に着手することになつた。しかしながら、実際の運営では必要な費用を株主に應じ

表Ⅲ-2 嘉麻社株主

麻生 太吉	125株	福沢 文吉	25株	〔特別株20〕
麻生惣兵衛	55	諫山九右衛門	20	有松 伴六 5
松岡 佐七	40	他 1名	15	赤松和三郎 2.5
篠原与四郎	40	1名	12.5	赤松 安七 2.5
福田 伝七	35	2名	10	旧三緒社 10
松岡 新助	35	1名	7.5	
有松 重隆	35	1名	6	
井手大 四郎	30	9名	5	
井手市三郎	25	1名	2.5	
麻生多次郎	25	旧三緒社	1.5	

て別途徴収したため、機械化による費用増大で弱小な旧坑主は株券を手ばなし、またある者は嘉麻社以前の旧借区の村益定約金を株の売却であてるなど麻生家への株の集中がはやくもみえてきた。

撰定坑区制による鉱業規模の拡大に際して嘉麻燧石社の場合は、弱小借区者をうまく取り込みながら坑区の拡大がはかられてきたように見えるが、結局その過程で弱小な旧借区者は排出されてしまい、一部の鉱業家に集中されていくのである。

(注) (1) 燧石の発見と利用については、拙稿「燧石の発見・利用と村上久三郎」(『西南地域史研究』第二集所収)参照。

(2) 詳細については、拙稿「明治十五年福岡県における嘉麻郡石炭売捌処に関する一考察」(『西南地域史研究』第一集所収)参照。

(3) 麻生家文書、各坑A―未整理。

(4) 『嘉麻坑創設以前二係ル坑区定約証』、麻生家文書、燧石A―15。

四、むすびにかえて―麻生家の炭坑売却と鉱業経営―

麻生鯉田炭坑は明治二十二年四月に一〇万五千円で三菱に譲渡された。この時を契機として忠隈炭坑と嘉麻燧石社の両方で麻生家の株式買収がはじまった。表Ⅳ―1に忠隈炭坑の各株主から買収した日と金額を掲出した(1)。

忠隈坑の場合は、明治二十三年に三株を計九二〇〇円で買収、二十四年に一株、二十五年半株、そして住友への譲渡を前にして二十七年に三株四〇七五円であった(2)。株譲渡のうち矢野喜平次分は麻生太七への譲渡であり、他はすべて麻生太吉に対するものである。

年次別に表Ⅳ―2に掲出すれば二十三年が金額から大きいことがわかる。これらはこの時の買収および翌二十四年の買収額は払込金額の約二倍の金額であり、麻生が積極的に買収したものであろうと思われる。

表Ⅳ―1 忠隈坑株買収

氏名	株式譲渡年月日	およびその金額
大隈町 矢野 喜平次	M23. 4.--	3,500 (円)
飯塚村 新開 宅助	27. 3.27	1,300
" 和田 六太郎	23.12. 3	2,800
" 木村 順太郎	23.11.30	2,740 +米70俵 (2,900)
立岩村 麻生 太吉		
" 麻生 太右エ門		
" 麻生 太七		
飯塚村 嶋田吉右エ門	M24. 5.13	2,800
立岩村 麻生 惣兵衛	27. 3.26	600
上三緒村 井手 大四郎	27. 3.25	(750) 500
幸袋村 篠原 和三次	27. 3.26	775
飯塚村 畠間 小四郎	25. 1.15	1,300
" 新開 富太郎	27. 3.27	650
		17,125

表Ⅳ―2 買収状況

年	持株	買収株	計	払込譲渡額
22末	4	0	4	5,200円
23"	4	3	7	9,200
24"	7	1	8	2,800
25"	8	0.5	8.5	1,300
26"	8.5	0	8.5	0
27 3月	8.5	3	11.5	4,075
				22,575

る。また二十七年の分については住友への譲渡のための整理であり他の年の買収額とは意味が異なっていると思われる。

次に嘉麻燧石株の買収をみてみよう。『嘉麻燧石坑山権利ニ係ル証書留』(3)に綴込まれている限りの株券の売渡証から買収状況を表Ⅳ―3に掲出した。また各年の買収株数および金額を表Ⅳ―4に示した。嘉麻燧石社の方は一層顕著に一つの傾向を示している。

すなわち二十三年と二十八年に買

表Ⅳ-3 嘉麻燭石社株買収状況

年月日	株数	金額	年月日	株数	金額	年月日	株数	金額
22. 2. 9	1	230	7. 3	225	1,260	25. 9.26	35	1,190
8.19	15	900	" 2	5	170	27. 4. 6	55	3,300
12. 7	1	230	" 8	25	140	28. 4.23	22	1,672
12.15	5	280	" "	5	280	8.28	1	60
" "	2	120	8. 4	5	294	10.23	5	380
23. 1.19	5	280	" 5	10	588	" "	5	380
" "	5	180	9. 6	6	348	" "	12	950
1.29	2.5	145	" 27	25	1,455	" "	5	380
2. 8	5.5	308	" "	2.5	145	" "	6	450
2.12	2	112	10.31	15	900	" "	29	2,204
2.13	4	244	11. 2	5	290	" "	25	1,900
2.17	1	250	" 12	15	900	" "	5	1,500
4. 1	5	280	" 29	10	540			
4. 8	5	280	24. 2. 1	5	227,821			
6. 8	20	1,200	" 3	15	870			

収のピークがあるということである。これはそれぞれ前年に鯉田と忠隈の譲渡が行なわれており、その譲渡益による買収であることを示しているといえる。この兩年の間の買収がきわめて少ないのも象徴的である。一株当りの買収額は約六〇円程度であり、これも払込金額の約二倍であったと思われる。しかし個々の場合で高低があり、買収時に株金未払分との差引や、旧借区時代の村益未払分や借入金を株券譲渡によって麻生家に立替えてもらう例もあり一定した額ではない。一株百円宛で売却した上、特別助合金としてさらに六〇円を上積させた株主もあった。

このようにして、一度は会社企業形態にしながら鯉田、忠隈両坑の三菱、住友への譲渡を契機にして個人企業へ再び移行した。

忠隈炭坑と嘉麻燭石社の例から麻生家が企画した会社企業形態にすることによって、忠隈の場合には資金調達をはかることができたのである

表Ⅳ-4 各年買収高

年	買収株数	買収金額
22	24 株	1,760 円
23	183.5	10,693
24	20	1,097.821
25	35	1,190
26	0	0
27	55	3,300
28	115	9,876
計	432.5	27,916.821

譲渡による利益をより多く麻生が手に入れることになり、嘉麻燭石社の場合には集大化した鉱区を自己のものにすることができたといえる。そしてその株買収を可能にしたもの、すなわちその資金は炭鉱の売却による利得であった。以上みてきたことを総合すれば一応次のような結論をみちびくことができる。

麻生は撰定坑区の策定と機械化・大規模化に対応して会社企業形態をとることによって資金を調達し、また鉱区の獲得をなした。これは麻生側からみれば撰定坑区をテコとして飛躍的な鉱区拡大をはかることができたといえるが、自己の経営基盤の不安定な中でこれが可能であったのはまさに会社企業形態をとったからにはかならなかつた。次に売山による利益は麻生にとってきわめて大きな意味をもっていた。すなわち会社企業化した炭鉱を再度自己の所有のもとに返すことができたのであり、燭石社の株買収による個人経営化は、麻生家のおひざ元に、最後まで残った鉱区の一つを確保した⁽⁴⁾。

忠隈炭坑の株の買収は、結果として住友への譲渡による利益をより多く麻生家にもたらすことになり、さらにその資金によって上三緒、山

り、嘉麻燭石社の場合には極小坑区を集大化することができたのであった。このテコとなつたのが撰定坑区制の実施であつた。そして次に会社企業化したものをそれぞれの株を買収することによって再び個人企業化した。それによって忠隈の場合には、炭坑

内坑その他の新事業に着手し、新鉱区の出願を行いえたものではなかったのらうか⁽⁵⁾。その意味から麻生の鉱業資本家・企業家としての確固たる地保を築く基となったといえる。

このようにして、鉱区の売却による利得をもって、土着鉱業家の山師の性格ととらえることもできるかも知れないが、すべてを否定し得ないまでも、少なくとも麻生家の場合をみれば、石炭鉱業家としての事業を継続するために、さらには拡大するためにも、その資金獲得のためには一面やむを得ざる場所であり、当時の麻生家としては、鯉田炭坑・忠隈炭坑の両優良炭鉱を中央財閥系資本に売り渡すことによつてのみ「土着石炭鉱業家」としての炭鉱経営を継続し得たのではないかと考えられる。

鉱業規模拡大の流れの中で、弱小な土着鉱業者を排除し、これに代位しつつ確固たる「土着鉱業家」として発展していった麻生家の過程は、本論の対象とした忠隈炭坑の場合、視点をかかえれば中央資本の筑豊進出の基盤を整備し提供する役割を担ったものでもあった。

(注) (1) 前出資料、忠隈D-14。

(2) 忠隈炭坑は住友に対し一〇万八千円で売却されたが、穂波鉱山が含まれているので忠隈炭坑のみの価格は七万三千円であった。

(3) 麻生家文書、燻石A-21。

(4) この地域は芳雄炭鉱として昭和四十四年に閉山するまで、吉隈鉱区をふくめた麻生最後のヤマとなった。

(5) この点に関する実証的な考察が欠けているが、今後の課題としたい。

付記 本稿は昭和五十六年度文部省科学研究費(総合研究A)「九州における石炭礦業資本の形成とその農村的背景」の分担研究の成果の一部である。

(四一頁より)

大正三年九月四日 坑夫の厭世自殺

杵島郡北方村杵島炭坑々夫有田勝太郎(四十二)はリュウマチスにて左足不具となり跛行にて漸く歩行せる有様なりしが、四五日前より気管支痰に罹り、医師の診断を受けしに肺痰の徴ある旨を聞き、世を果なみ去る一日午後七時頃サワに四通の書面を認め之れを郵送すべき事を云ひ付け、其家出を待って自宅を抜け出で、全坑西側なる堤に両袖に三斤余の石を一個づつ容れ投身自殺を遂げたりと。

大正三年九月六日 炭坑荒しが商売

原籍不明当時東松浦郡相知村大字長辺田力士小柳方滞在炭坑稼ぎ中西時雄(三十六)と云ふは、前科二犯の曲者なるが、懲性もなく本年三月二十四日長崎県北松浦郡佐々村佐々炭坑々長平岩源吉氏が坑夫募集のため派遣したる全坑人事係森瀬吉に応募の約をなし、雇入金名儀のもとに全月日不祥東松浦郡厳木村字岩屋の野口松太郎方にて金五十円を、又四月一日頃同炭坑にて金十五円及び金十円計七十五円を騙取逐電し、次で五月三、四日頃長崎県北松浦郡調川村字江口松尾乙五郎に対し坑夫志願の旨を述べて、又又雇入金名儀の下に乙五郎より金十三円を騙手し、越えて全月二十一日西松浦郡西山代村向山炭坑納屋頭柴藤金太夫に妻及子供と都合三人、之亦炭坑稼をなすと詐稱し、全日全坑事務所に於て金二十二円と炭坑切符五円を騙取し、越えて二十五日は長崎県北松浦郡浦の崎迎炭坑に於て西松浦郡牧島村大字木須前山太三郎に白縮緬兵児帯一筋(代価十一円)を明日迄貸し呉れと甘く欺きて持出し、西松浦郡西山代村大字西分なる質屋山口久太郎方に金四円に質入して、之を横領し、次で六月二十八日長崎県北松浦郡福

(二〇七頁へ)